

政審資料

1959年
2月15日発行

No.18

予算要求国民集会特集

(一九五九年二月六日・七日)

一目次一

予算要求国民集会議事録.....1

記念講演 昭和三十四年度予算の

性格と問題点.....18
武藏大学教授 荒沢 彪衛

予算要求国民集会を終えて.....23

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 585111 内線 2222番

予算要求国民集会議事録

第一日 一九五九年二月六日

第一、本会議

場所 町村会館講堂
午前十時三十分開会

一、開会の辞（略）

一、議長選出と書記任命

議長 政策審議会副会長 今 澄 勇
書記 政策審議会副会長 畑 煙 昭 三

一、党代表挨拶（略）

一、武藏大学教授片沢彪衛氏講演

「三十四年度予算の性格と問題点」（別項 頁参照） 一、昭和三十四年度予算に対する社会党の態度説明

（「政境資料」第十二号参照）

政策審議会々長 勝間田清一

勝間田会長は、その説明の最後の部分で、次のように述べた。即ち、党がとくに重点をおいているのは、

1 勤労者の生活水準の引上げと雇用増加を通じて国内有効需要の拡大

2 アメリカ片貿易のは正と海外市場の拡大——中国を含むA・A諸国との経済提携と技術援助の推進

3 経済制度の改革とくに民間資金と財政投融資を一元的、計画的におこなうため資金計画委員会の創設

1 貸金政策のあり方、とくに公務員のベースアップと予算の関係

2 米、麦価の決定と食管会計の問題

3 税制改正、とくに所得税の減免主義の行きづまり、法人税の計画化、コントロール対策

4 資金の計画についての建設的な討議をおこない、有益な結論を出してもらいたい。

第二、分科会

第一分科会

場所 衆議院第一議員会館第一会議室
議題 社会保障、教育（第一回）

座長 戸 叶 武

（党側出席者）滝井義高、八木一男、長谷川保、加藤
シズエ、戸叶里子
助言者 芹沢彌衛

座長より開会宣言ののち、まず社会保障を議題として滝井義高氏が三四年度政府予算のうち社会保障の部分について概略を説明、次いで八木一男氏より、とくに政府、自民党との政策上の争点となつてゐる国民年金の問題について説明、ただちに総括的質疑、討論にうつった。

○牧田（群馬労生協）——国民年金と物価との関係如何。スライド制は明文化されているか。官公吏の恩給と年金税額を変えるように明記している。政府案はこの点明記せずボカしてある。恩給額との関係についていふと、平均的には社会党の年金の方が高い。実際問題として、党案では家庭の奥さんの分まであるので、夫婦の貢い分を合算すると恩給より得になる。厚生年金、船員保険はわが党案では国民年金に統合し、また恩給年限のたりない人は持ち分の計算をして国民年金と通算することになる。

○田代（保育所協議会）——現在の児童福祉法は、政府は国民全般のための児童福祉の問題として考えていな。社会党はこの点、もとと国民全般のものとしてとらえ、明確な政策をだして貰いたい。
○滝井——児童福祉法が端的にあらわされるのは保育所、幼稚園だが、行政所管からいと、一方は厚生省、一方は文部省に属しており、それぞれ所管争いしている有様である。政府の施策も防貧と救貧のアイノコのようではつきりしない。貧困な家庭の児童は、幼稚園にはゆけない、保育所も保育料がたかくてゆけないという状態であり、学校教育の面でも準要保護児童としてチヨッピリ何かもらっているだけである。低所得階層の児童の問題は、まことに政策上の盲点、谷間といふべきだ。

予算面をみても、比較的にみると、厚生省社会局にかけなりの予算があるのに児童局は虐待されている、といった配当である。
○田代——三つほど要望があります。第一は、児童保護については、本人の方から申告ないと駄目ですが、それが現に医療保護をもらっている家庭であつて、そこに児童がいることは分つても行政指導面では黙つていい。こういうことは国が積極的に発見、指導するよう改める努力をお願いしたい。第二に、現在、保母は労働基準法の適用外になつてゐるが、これを適用されるようにして頂きたい。第三に、保育料の区分のD階層も低所得階層にいれて保育料をやすくして頂きたい。

○大倉（生活と健康を守る会）——社会党案では年金支給の基本額は七千円となつてゐるが、これは生活保障の額としては低くないか。

一、社会保障

（党側出席者）滝井義高、八木一男、長谷川保、加藤
シズエ、戸叶里子
助言者 芹沢彌衛

（党側出席者）滝井義高、八木一男、長谷川保、加藤
シズエ、戸叶里子
助言者 芹沢彌衛

（党側出席者）滝井義高、八木一男、長谷川保、加藤
シズエ、戸叶里子
助言者 芹沢彌衛

○八木——もつと高くしたいが、医療保障、住宅などいろいろ社会党としての政策もあって、現実に財政的考慮をすればこの程度に抑えざるを得ない。最低賃金八千円との関係でいうと、最低賃金は労働力を再生産するぎりの線なので、労働力再生産の必要から解放されない老齢者の場合、この線からも少し下に抑えたわけである。

○森田（前橋生協）——国民年金について、ボーダー・ライン層などの掛け金の基準はどうするか。傷病恩給などについてはどうするか。公衆衛生の予防が不十分である。保健婦は、結核患者を発見しても、それ以上の措置、たとえば入院、治療のことまではできない。みすみす家族感染源として発見していくながらどうにもならないという現状である。アフター・ケアの問題にしても有効な措置がとられていない。

○八木——ボーダー・ライン層の掛け金については、年収一人あたり三万五〇〇〇円以下のものは減額することにしている。この対象は約一八万世帯、六三三万人である。恩給は、一応既得権としてみると、国民年金にすぐ併合しない。これは将来だんだんなくなつてゆくものだ。

○滝井——保健所の機能は全く不十分で、まず技術者が足りない。医者の充足程度は岩手県などの場合、約二割で、給料がやすいために医者がゆかない。政府の政策をみてみると、一時、結核々々と騒いでいたが、結核の死亡が減ると、皆保険をやるといい、それがまだ十分でないうちに今度は国民年金という風に、次々と目先を変えゆく。おまけに中途半端である。まるでファンション・ショーのようなものだ。

われわれは保健所の機能を充実するとともに、結核対策については、予防、治療、後保護を貫したものとしたいと考えている。

○原田（東京働く婦人連絡会）——児童福祉という点では、託児所、乳児院の数が絶対的に不足している。幼稚園の経営難、保育所の不足をどうするか。保母さんの人件費がとてもやすいが、給与ベースをあげて保母さんの生活保証をして貰いたい。次に、小さな事業所で働いているものとしては、こうした子供の施設を十分利用できないという悩みがあるだけでなく、国民健康保険の掛け金にしても大きな負担となる。給料が一般的の二分の一、三分の一という有様なので相対的に掛け金が多い。また病気になれば半分は自分で負担せねばならず、そういう出費は大変だ。一般的の健康保険にかかる場合は無料で医者にかかるが、健康保険との調整をどうするか。

○滝井——国民健康保険についてわれわれは、当面、国の負担を保険給付の三割、また病気になった場合の患者負担は三割ですむようにすべきだと主張している。こういう趣旨の対案を法案として国会にだしたが、われわれの要求は自民党によつて拒否された。しかし今後も、この線で要求をだし斗つてゆきたい。

○八木——社会党は一人の事業所でも健康保険を適用すべきであるというのが、基本的態度である。その理由は、農民、自営業者を対象とする国民健康保険と労働者の健康保険は区別すべきで、自営業主の場合、誰か一人が病気になつても他の人が働けるが、労働者の場合そろはゆかないからだ。

○長谷川——保育所収容児童の数は需要に比して少し、保育料もたかいで、施設もたりないというのが現状である。われわれは、あくまで児童憲章の精神に則つて、斗つて参りたい。院外から皆さんの御協力を得たい。

○戸叶里子——保育料はたしかに高い。われわれは、児童福祉という建前から、もつと再検討すべきだと考えて斗つて参りたい。院外から皆さんの御協力を得たい。

○沢田（大阪府連）——政府は生活保護基準を少しばかり引きあげたが、全体として一定の状態のままに置かれているのが現状だ。この現状を打破すべきだと思うが如何。自治庁が、補助金、交付金などで干渉するために、革新首長は年金、給食などい政策をやろうとしてもD階層もそのようにもつてゆきたい。

○長谷川——生活保護の現状についてはもとより打破すべきであつて、われわれとしても生活保護法の再検討とりかかっている。補助金の問題では、われわれは、補助金整理に努力しているが、各方面からの抵抗があつてなかなか実現しないというのが現状である。

○長谷川——生活保護法の改正は目下検討中だが、大体の方向は、たとえば内職等で稼ぐ分の半分位までは収入として保護費から控除せず、立ち上り資金的な意味で留保する等、被保護者が新しい生活のために立ち上れるようなものにしたいと考えている。

○大倉——社会保障推進協議会では、生活保護を二倍に引きあげるという要求をだしている。現在の生活保護の低さは、何とか手当、何とか控除などをいろいろ付けることによってごまかされている。生活保護基準の絶対額に手をふれない保護補足性の原則は撤廃してほしい。

○牧田（群馬労生協）——乳児院の補助金などをもつとふやして貰いたい。また家族計画ということも考えるべきだ。労働者の積み立てた金は、政府資金として一方的に使われているが、これにたいする対策如何。

○滝井——労働者の積立金は、たとえば厚生年金の積立金は今年一月現在で二七〇〇億円にも達しており、資金運用部で財政資金としてつかわれている。こうしたカネは、労働者がなければ財布をはたいて積み立てたものなのだから、これは労働者自身が管理して、労働者大衆の福利に使えば、それだけで福祉の大きな前進となる。

○加藤シヅエ——家族計画について政府は、今年の予算案で指導員一人あたり月額一千円から二千円にあげただけ

で、後は何もしていない。われわれはもつと真剣に家族計画と取り組むべきだ。

○斎藤（日患同盟）—現在の生活保護基準は標準五人世帯で抑えている。この現状を打破するため、社会党としては是非、最低賃金制との関連で、保護基準を理論的に十分検討してもらいたい。また保護基準をきめるに際して、審議会もなく、ただ厚生省と大蔵省が一方的にきめている有様である。審議会を設けて、民衆の声が反映するようにして貰いたい。結核対策について、政府は予防法ではカネを使つたが、結核患者はふえてる。これらは治療のカネがないからだ。こういう点、社会党は、十分政府を追及して頂きたい。

○座長—時間の都合もありますので、それでは教育の問題に議題を移したいと思います。

二、教育

まず、辻原弘市氏（文化教育政策委員会主査）より昭和三十四年度文教関係予算の性格と特徴について、概要、次のような説明が行われた。――

文教関係予算要求額は、自民党の派手な選挙目当ての宣伝政策を織込み二一五六億円であつたが結局、大蔵省定で一七〇九億円（前年度比一七〇億増）にとどまつた。

第一は、すし詰め教室の解消の問題であるが、政府は「すし詰め教室解消五ヵ年」計画などと銘うつて声を大にしているが、文部省でさえ約六百七億円の予算を要すると指摘しているのに、初年度分（三十四年度）をみると僅か七十七億円が計上されているにすぎない。しかも、このうち直接、関係する分は十八億円（小学校六億五千万円、中学校十一億五千万円）であつて、これで解消する分は三十四年度に小学校では五十九人以上つめ込んでいる教室が、そして中学校では五十五人以上の教室がそれぞれ解消の対象になるのみである。問題は一学級五十一～五十五人の児童、生徒を詰め込んでいる教室が極めて多いということである。政府の五ヵ年計画は一応、名目的に発足したにすぎず、やり易いところだけ手をついている人気とり政策といわねばならない。

第二は、青少年対策の問題であるが、岸首相は「青年に夢と希望を」というキャッチフレーズを掲げているもの、育英事業をみても前年度に比べ増えた個所といえど高校特奨生が千名増員されたのみである。しかも政府の狙つてゐる英才教育重点主義のため、眞にめぐまれない学生がこの対象からもれているのが実情である。さらに「青年の家」の建設にしても場あたり的な域を出ない。

第三は、教員組合弾圧対策費の増額である。この部分だけは思い切り予算を注ぎ込んでおり、これが総額は約二十四億円に及んでる。その主なものは校長の管理職手当（本俸の七%）十三億円、校長の海外派遣一千万円、市町村教育長給与費三億八千万円、道徳教育等講習会費三千二百万円、その他視学官増員、国立大学分校主

事に対する管理職手当の支給等である。

以上のようすに政府の今回の文教予算是、党利党略の濃厚な場あたり予算ということができる。

これに対してわが党は正面の対策として、

1 すし詰め教室の解消を行い一教室当たり小学校五十五人、中学校四十五人とする。これに要する施設設備を整備し、教職員の質・量を重点的に確保する。（三ヵ年計画で実施）

2 父兄負担の軽減をはかるため教材費の充実、学校給食の完全実施、教科書無償、児童災害補償の実現に努める。

3 教育の機会均等と勤労青少年教育を推進するため、定期制通信教育の拡充、へき地教育振興、特殊教育振興、奨学制度の充実をはかる。

4 科学技術教育と大学教育の振興に努める。

5 社会教育とスポーツ振興をはかる。

6 教職員組合弾圧予算を排除する。

○辻原・松永一なる程、ここ三、四年間は児童生徒は若干減少するが、現在より五年後は、小中学校とも上昇のカーブをえがいてゆくのでそのような心配は起らぬ。また、現在の国庫負担規準となる基準坪数は小学校児童一人当たり〇・九坪、中学校生徒一人当たり一〇・八坪であるが、これは充分な学校教育は期待できず、文部省でも要求している如く小学校は一・一一坪、中学校一・四六坪に改めてゆかねばならない。加えて、特別教室や会議室、教材教具の収容室、展示室、職員室等も漸次整備しなければならず、教室や先生が余るようなことは考えられない。

○質問（東京）最近、男女児童生徒の就職の際ににおける差別待遇や教育課程の相違が目立つてきている。これは教育の機会均等の面からも無視できないと思うが、これをおどうみるか。

○辻原一わが党は、かねてより教育の機会均等の実現のため男女共学制ならびに学区制の堅持を主張している。しかるに政府は、ことあるごとにこれを崩そうとしている。すなわち、中学三年生を進学コースと就職コースに分けようとしたたり、さらには今国会に提出してきた学校教育法改正（専科大学設置）をみても復古的な構想を現わしており、わが党はこれの排撃につとめる。

○質問（東京）—政府は必要な保護児童生徒に対し、教科書、学校給食の無償を打ち出しているが、一部のこれら貧しいものだけに与える結果、劣等感や好ましからざる影響を及ぼしている事実は無視できない。一方、社会党は年次計画をたて全児童生徒約一千八百万人を対象とする方針と聞くが、過渡的な手段としていわゆるボーダ

ライン層にある家庭の子弟を先ず優先的にとりあげる考え方はあるか。

○堀・辻原—政府は準要保護児童生徒を対象とするといふが、それも全児童生徒の二程度であり、わが党は少くとも六%は準要保護児・生徒はいると考へる。また政府のやり方は貧困対策として教育行政を実施せんとしているが、われわれは教育の機会均等の見地からも全児童生徒を対象にすべきであると考へる。さらに我が国のボーダーライン層についてみると厚生白書でも一〇八〇万人と推定しており、加えて低所得者層も極めて多い現状からしても、憲法並びに教育基本法に明記されている義務教育無償の原則に適応する政策が正しいのである。

○(主婦連) 東北地方等のいわゆる山間へき地においては長期欠席児童ならびに未就学児童が非常に多い。このように『陽の当らぬ谷間』にも暖かい政治の手をさしのべて頂くよう特にお願いしたい。

第二分科会

場所 衆議院第三議員会館第一会議室

議題 地方財政問題

座長 安井吉典

(党側出席者) 門司亮、北山愛郎、占部秀男、安井吉

典、鈴木寿、阪上安太郎

助言者 藤田武夫(立教大学教授)

はじめに、藤田教授が、三十四年度地方財政計画について次のような解説を行つた。――

昭和三十四年度予算を地方財政との関係でみると、まず道路、港湾等の公共事業費が四一六億円増額となつてゐる。そしてこれと見合う地方財政計画の公共事業費は三九二億円の増額で、そのうち約二〇〇億円は地方負担の増額となつてゐる。また道路整備五ヶ年計画は、全体の事業量が一兆円という大規模なものであるが、うち地方単独事業が一、九〇〇億円、国庫補助事業の地方負担分が一、六〇〇億円で、合計地方財政の負担は三、五〇〇億となる。地方財政が苦しい時に、こういう公共事業がふくらんでくると、国の補助事業へ地方財政支出が吸収され、末端の住民生活に一番密接な関係のある地方単独事業が圧迫されることになる。

また社会保障関係では、生活保護費予算をみると、生活保護基準は二・六%引き上げられているが、生活扶助人員は三十三年の一五〇万二千人から三十四年は一四七万九千人へ減らされている。生活保護を要する人数は、保護をうけている人数の数倍にものぼっているのに、こういうことでは大きな後退である。失業対策費が三九五億から三九三億へ後退していることも問題である。

文教施設関係では、文部省の公立学校施設整備五カ年計画があつて、三十四年度はこの予算が七七億円となっている。この予算は施設費の三分の一が国の負担で、それが七七億であるから、その二倍の一五四億は地方団体(市町村)の負担となる。地方財政計画ではその分として地方債のワクが二五億ふえている。

最近は神武景気の影響で地方財政は好転しているといわれてゐるが、三十二年度の決算でみると、赤字はなお四四三億もあり、その他地方債(それは結局地方自治体が借金していることだ)が七、八六四億あり、決して好転しているとはいえない。地方道の橋梁で交通不能や重量制限の状態にあるものは二四%もある。

歳入の面では、三十四年度は地方税を一〇一億減税し、その減税分を織りこんでもなお三〇四億の增收を見こんでいる。昨年の不況の影響が今年の地方税にひびいてくることから考へても、この見込みには無理がある。もつとも、三十四年度は土地評価をひき上げるので、固定資産税を増徴するということに出てくるだろう。

自治庁の発表でも、地方住民の税外負担が二五三億円もあることを認めていたながら、これを軽減する方策を全然講じていない。

地方債は三十四年度は一、一〇〇億で一〇〇億の増額であるが、財政投融資が五、一九二億で、二〇〇億もふえているのに、そのうち地方債の増はたつた一〇〇億にすぎないわけである。またこの地方債が果して民間で消化できるかどうかも疑問である。

以上の藤田教授の説明にもとづき、次のような質疑討論が行われた。

○青森県代表—三十三年度は、地方交付税率の一・五%引き上げが行われたにも拘らず、その配分は富裕県に有利で、東北の後進県には不利であった。具体的には青森県への交付税配分は、懲罰補正も減らされ、全体で五九万円の増額にすぎなかつた。ひどい場合は茨城県のごときは減額されている。このため青森県は三十三年度は新しく二億二千万円ほどの赤字が出る見込みである。社会党は交付税全体のワクをふやすということを主張しているが、現実に今年、来年の問題としては、限られたワクのなかで各県が交付税のとり合いをすることとなる。社会党は、この配分の問題をどう考えるか。

○門司代議士—各自治体の基準財政需要と地方財政収入の差をうめるのが本来の交付税の趣旨であるが、実際はまず交付税のワクがきまつて、それに地方財政の実態をあわせるやり方が行われてゐる。従つて、各地方自治体は、自治庁への財政の実態についての正しいデーターを出してこれを認めさせるよう努めべきだ。具体的な交付税の配分については、今年は去年のような不合理な配分をさせないようにしたいと思うが、根本的には地方自治体の自主財源をふやし、自治庁の操作する調整財源のハバを狭める方向へゆきたい。

○青森県代表—自主財源をふやすというが、そうすると地方と地方の担税能力の差によって一そろ富裕自治体と貧乏自治体の不均衡が拡大するのをどうするか。たとえば青森の県民所得は全国平均の七二・三%にすぎない。今年は東北地方へ公共事業が三〇%も増額されるといわれるが、地元負担能力がないので消化しきれず、高率補助の事業だけを受入れようということになる。

○門司代議士 不均衡は正の点では、三十四年度の地方財政計画をたてる前に、大蔵省で、たばこ消費税を人口配分にしようという案がでた。これをやると、神奈川県は二十億、横浜市は十億ほどの歳入減となる。しかし、社会党としては、みんなならして貧乏になれというやり方は賛成できない。

私の案だが、直接税的なものは国税、間接税的なものは地方党とすることにしたらどうかと思う。それでも、試算してみると地方財政全体で八〇〇億不足する。たばこ消費税だけでなく、間接税的なもの全体を人口配分にし、また工場配置法で、地方自治の担税能力の差をなすことも考えている。しかし、今すぐ三十四年、三十五年の交付税配分をどうするといわれても、党は行政権をもつてないのだからどうにもならない。

東北地方が予算を消化しきれないことについては、国と地方の会計年度をずらすことによって、予算をこなす時間的余裕ができると思う。三十三年度は、災害等のため、特別交付税の配分ワクがへったことも不合理を生じた理由だ。

○藤田教授 昨年夏の政策研究集会以来、社会党は各地で自治体綱領を作つておられるが、国に財源をなぎられているのでは手も足も出ない。基本的には地方の自主財源を強化することだ。しかし後進県、たとえば山形県は、国税を全部もつても県財政をまかなえない。そこで地方交付税の増加、後進地域への補正をふくむ配分合理化をしなければならない。三十四年度財政投融資では、北海道、東北関係が少い。単に財政投融資は大資本のためのものだというだけでなく、できるだけ後進地へふりむける努力が必要だ。

たばこ消費税の人口割合分は、後進県には有難いようだが、その増額分だけ交付税でへらされる。地方同志で補正する悪平等の考え方でなく、国に補正させるべきである。

○北山代議士 地方の自主財源をふやすことは当然必要なことだが、現状においては党は交付税の増額を推進してきた。今は、交付税率を一・五%引き上げて百分の三十にすることを要求している。

たばこ消費税についても、昨年末は、党は税率をひき上げて人口配分にすれば、富裕県分をへらさずに貧乏県分を増額できると考えた。しかしその後交付税率をひき上げる方針をきめたわけである。

青森のようなら後進県はジレンマにある。後進県であるから事業はどんどんふやしたい。しかしうやすと地方負担分の財源がたりないことになる。このジレンマは、主要な事業は全額国庫負担でやることにしなければ解決しない。

○阪上代議士 結局、国、地方の全体を通じて、その事業及び事務の分担をどうするかを合理的にきめ、それに見合って国、地方の税の配分をきめることができることである。

○奈良県代表 奈良県のような貧乏県では、自主財源強化といってもほとんど税源がない。ただ、本県は山林県なので立木伐採税をとろうという案がでているが、党の方針はどうか。

○門司代議士 党は、伐採適令期にきた立木に固定資産税をかけることを考えている。しかし現行の木材引取税との関係で二重課税にならないかどうかを検討している。

○奈良県代表 それを実施するとなると、樹令の調査が困難であろう。私どもも自治庁に照会したが、自治庁も二重課税になるといつていて。それならば、現在の木材引取税の税率をひき上げることとすべきだ。

○新妻イーー公共事業費が三十四年度は大はばに増額となるが、その地方財政への影響はどうか。

○門司代議士 补助事業は地方負担をともなうので、負担力のない自治体は、補助金をもらえない、もつてても使いきれずに返すことになる。そうでなければ地方負担分を調達するため地方債がふえる。いずれにしても地方の自主性はなくなることになる。

しかし一方地方自治体としては、不急不要事業や、外カク団体（約七七団体もある）への無駄な出費を合理化するための自主的努力も必要だ。

（註）

補助事業

県単事業

	二九年	四億四千万円	二九年	六億三千萬円
三〇年	四億八千万円	三〇年	六億二千万円	
三一年	五億一千万円	三一年	四億七千万円	

○新妻イーー会計検査院の調査でも公共事業関係は不正が多い。

○青森県代表 社会党の道路政策というものがどうもはつきりしていない。

○北山代議士 たしかに党の道路政策は確立していない。国土総貫自動車道という考えもあるが、それと他の道路との関係をどうするか、またそれと関連する産業政策をどうするか、こういうことを早急にきめる必要がある。

公共事業の不正は非常に多い。しかしこれには機構上の欠陥がある。たとえば災害があつた場合の災害復旧事業だが、地方自治体としては一刻も早く復旧したいが、自分の負担で先に復旧事業をやつてもあとで来るはずの国の補助金が来ないということがあるので、自治体の方では、被害の査定がきまつて補助金が出るまでは、被害をうけた所をそのまま放つておくことになる。また公共事業では、地方自治体は事業計画をできるだけふくらませて、国の補助金分だけで事業をやろうとする。その

補助金をとるための陳情にも金がかかる。しかも補助事業は国、県、市町村の責任の所在が不明確である。こういう所から不正や適正でない使い方がおこる。

現状では、われわれも補助金を沢山出させるように運動しなければならないが、しかし補助金行政の機構そのものは改革する方向へ行かなければならない。

○奈良県代表——補助金行政の欠陥はよくわかるが、それにしても近頃は国が非常に補助金をひきしめている。トラック交通のため町村道がひどくいたむが、國も県も町村道への補助をみてくれない。

○自治労代表——三十四年度から国民年金が施行されるが、政府はその事務費を対象人員一人当たり五十円しかみていない。これは厚生省の八十円の要求を五十円に削つたものだ。本来は一人当たり百二、三十円の事務費これで一町村当たり事務費は五、六万円にしからず、事務員もおけないので、結局今の町村職員の労働過重となる。そこで町村段階では国民年金事務を国へ返上しようという動きがでている。

また、三十四年度予算から、国の直轄事業の単純労務費を府県に負担させようとしており、その総額は約五億円ほどになる。この分を地方財政計画では交付公債でみていることとだが、こういうことを社会党は国会でとり上げて斗つてもらいたい。

○山梨県代表——税金以外の寄付金、負担金の問題で、山形市では、市が市民の便所を強制消毒し、その消毒手数料が非常に高い。一世帯当たり二百円ということで、たとえば、一つの便所を三世帯で使つていれば、六百円とする。しかも消毒の薬は何かといえば石灰窒素だ。

また現金支出でない形で、寄付行為が行われている。というのは労務供出で、とくに農村地帯では賦役が非常に多く、そのため日雇労働者が日雇に就労できないことになる。日雇の人が賦役に出られない分を金で出せといふことで、しかもその金が日雇賃金より高いという矛盾がある。

しかもそういうものに反対すると、部落のものから変な目でみられたり、村八分にあつたりする。この問題をどう考えたらいいかむづかしい問題だ。

○北山代議士——前に社会党から、寄付募集の規制に関する法律案を国会へ提出した。

こういう寄付金の総額は、自治庁の最近の数字では二五三億プラスアルファといわれ、アルファは約百億とみられているが、実際はもっと多いと思う。

こういう寄付に対する反対運動は、いきなり他の住民の反撲をうける形でなく、みんなが賛成するものから反対運動をはじめるのがよい。たとえば消防寄付反対と火災保険会社に消防施設税をかける運動とをくみあわせるのも、誰でも賛成できるやり方だ。

○門司代議士——寄付の実例では浜松では警察の派出所の維持費を住民に寄付させていている。また農林省統計では農村の寄付負担は、所得十万円以下の農家は税金とほぼ

同額、所得二十五万円の農家は税金の五十%、所得七十五万円の農家は税金の二十五%を寄付金として負担している。また農家は全国平均で年に六日の賦役を負担している。横浜市の発表では寄付金額は市の税収入の十一%である。農村地域では三十%くらいになるのではないか。こういう資料は、いま自治庁の財政調整課に要求している。

○山梨県代表——そういう資料を地方へ流してもらいたい。

○青森県代表——これから各自治体では予算を編成する時期になるので、そういう具体的な数字や、また地方財政計画の解説などを流してもらいたい。

○鈴木寿参考議員——寄付金の数字についての自治庁の資料は、今わかっている所では、市町村の寄付五六億、部落会、消防等寄付五七億、PTA寄付一三九億、PTA以外の教育関係寄付四五億、その他任意の寄付四六億となっている。

○新妻イー福島県では山羊にまで税金をかけているという話をきいた。

○門司代議士——それは法定外普通税というもので今二十六種類もある。自治体の方で法定外普通税を設けるという条例をつくると、他の税と重複しない限り自治庁はこれを拒否できない建前となっている。こういう関係の資料もいま自治庁に要求している。

○藤田教授——今まで保守革新を通じて、こういう予算を討議するような集会をやつたためしがないので、これは画期的なことだ。今後もこういう会合は続けてもらいたい。

第三分科会

場所 町村会館会議室

議題 中小企業

座長 永井勝次郎

(党側出席者) 永井勝次郎、田中武夫、横山利秋、松平忠久、内海清

助言者 伊東岱吉(慶大教授)

永井座長より開会のあいさつがあり、ひきつづき慶大教授伊東岱吉氏より、中小企業に関する基本的な諸問題について次のような話があった。――

昨年欧米視察に行っていたので、当面の具体的な諸政策や予算については詳細を知らないから、それにふれることは遠慮したい。ただ基本的な問題を申し上げて、政策を考える際の方向に示唆を与えることができれば幸いである。

欧米視察の経験から、日本と欧米を比較しながら中小企業問題の概要にふれてみたい。そうすればおのずから問題点がでてくるであろう。まず従業員数による工業の規模別構成を欧米諸国と比較してみるとつぎのようである。

	10人以下	10人～50人	50人～100人	100人～200人	200人以上	1000人以上	14.6	66	8.2	9.6	31	20	日
(米)	7.2	20人	8.7	20人	40人	11							
(英)													
(西独)													
(数字は総事業所数のなかにしめる割合%)													

(注) 西独は工業と手工業とは統計が別になっている。

したがつて手工業(10人以下が多く、平均3人～4人)を加えると、10人以下は多くなる。事業所数八四・五%

従業員数二七%生産額一六%

日本では規模が小さくなればなるほど、事業所が多くなり、大規模になるほど比率は低い。とくに五〇人以下が非常に多く、しかも一〇人～三〇人は戦後増加の傾向を辿っているのが特色である。他の三カ国はほぼその構成は同様である。日本での一〇人～三〇人の事業所の増加は、結局は賃金の安いことが一番の原因であり、これらは下請けとして利用されている。統計上は大企業に集中していく傾向は、日本では停滞しているようにみえるが、これは従業員数をもとにした事業所統計だからこのような結果になる。これを資本別に改めれば、一資本で、いくつかの事業所をもつてゐる関係上、集中傾向はでてくるであろう。

つぎに日本と英國との、工業における従業員一人当たりの一年間の付加価値額、現金給与額、その差額である粗利益(かせぎ高)を、千人以上を一〇〇として、一〇人～二〇人について比較すると、

日本

英國

組 利 益	付 加 価 値 額	現 金 給 与 額
32	36	33
43	43	43
83	81	82

このように、日本では規模が小さくなるほど、大企業との格差はひどくなる。英國の場合、四〇人～五〇人規模になると、ほとんど大企業と格差がなくなつてゐる。これは米、西独の場合も同様である。すなわち、たんに賃金格差だけでなく、付加価値、かせぎ高の面でも格差が大きいことに注意しなければならない。ところが一方、日本では二〇〇人以上の事業所の組収入は非常に高くなつてゐる。これらを総合して考へると、中小企業は生産性が低いばかりでなく、中小企業相互間の過渡競争、さらには大企業による下請け利用等の迂回的搾取がひどいことがわかる。そこで、日本の中小企業問題を考

える場合、つぎの四つの次元に分け、それを総合的に関連させてみると、その本質が明瞭になるだろう。

まず第一次元の問題としては、中小企業自体の経営内部の問題がある。

それは規模が小さいということに集約して表現されている。この過渡競争は主として価格引下げ競争のかたちをとつてゐる。しかも価格引下げは利潤を抹消し、さらに労賃部分にまでくいこむ、不合理なものである。過渡競争は労働関係費(労働条件をふくむ)がクッショーンになつて、一時的でなく長期的に持続されているわけである。家内工業が多いのもここに原因がある。これに対しでは最低賃金法、家内労働法その他労働関係法が必要であるし、他方では経営者自身の頭のきりかえも大切である。

組織化の問題も同時に考慮さるべきこと勿論である。その際、中小企業にも階層があることをよく認識し、対策もとの階層にどういう効果を及ぼすかを、たえず考えて樹立する必要がある。そのためにも、中小企業の実態調査は大切で、現在、予算の関係上サンプル調査しか行われていないが、ぜひとも業種別、階層別に総合的な基本調査を実施すべきである。そのうえで、中小企業といつたいたぐらうものをいふのか、明確な定義をたてたらしいと思う。アメリカでも、スマール企業とビットル企業とを区別して対策がたてられるべきであると主張されている。組織化は、それにあわせて促進されるのが妥当である。しかしその場合でも、なおつぎのことによ留意する必要がある。すなわち共同の経済行為を目的とする組織と、調整行為を目的とする組織とは区別すること、これをからませると組織を混乱におとしいれることになる。団体組織法実施後の動きをみても、從来の調整組合が商工組合に移行したほかは、あらたに設立された商工組合はごく少数である。このことはこの法律が実態にそくしていないことを物語るものである。イギリスでは、業種業態に応じさまざまな協同化がすすめられている。以上のほかに、いかにして中小企業の政治的発言力をたかめるか、民主的組織の確立も必要であろう。

第三次元の問題としては、大企業(独占資本)と中小企業の関係にみられる。それは大体つぎの三つの特徴をもつてゐる。

一つは「独占価格」である。このため大企業にあつては、独占利潤が形成されるから労働組織が強くなれば賃金引上げの可能性が生れる。しかし中小企業では上から独占価格で圧迫されるうえに、相互間の過渡競争による価格引下げによって、たえず労働賃金は引下げの方向に

働き、賃上げ斗争は困難になる。しかも組織がないか、微弱であるため賃下げ圧力は強大である。

二つは大企業の中小企業領域への進出である。こうしたことは欧米ではみられないことで、産業の発展過程でおのずからその分野が分けられている。この進出は直接、大企業が行う場合もあるし、系列を利用して行う場合もある。この日本の特徴は、市場の狭隘に大きな原因がある。

三つは系列化——とくに下請関係である。中小企業でも上位のものは下請けの性格を失い、子会社化、コンツエルン化している。大企業が中小企業を下請利用している理由として、景気変動のクッション、固定資本の節約、低賃金利用が考えられる。なかでも低賃金利用が根本であろう。欧米では、下請代金支払遅延、下請単価切り下げの問題はほとんどない。日本のような極端にひどい下請利用はみられない。下請企業はこのうえに、相互間の競争、系列金融に悩まされているのである。

第四次元の問題としては、国家を通ずる取扱がある。すなわち、税財政支出為替操作によって、大企業に比し中小企業は不当な差別を蒙っている。中小企業が一体、国にどれだけ吸いあげられ、国からどれだけ中小企業にもどされているか、この循環の分析が必要である。

この三・四次元の問題が、一・二次元の問題をひき起こす原因ともなっているから、中小企業対策は、総合的でなければならない。

以上の問題のほかに、最近は日本経済の構造変化による影響も無視できない。すなわち、技術革新による新製品の進出に対抗するため、中小企業も新技術新設備の導入が必要となってきた。既存の下駄・大谷石も倒れかかっている。

一方、農村からでてくる労働力も、労働条件がやかましくなってきており、從来のような中小企業のもとめる条件では、過剩人口の下でも入手が困難である。中小企業における低賃金も、経済法則から限界にきている。中小企業はいまや、労働問題の解決と対決させられていく。

もつとも中小企業政策は労働政策だけではない。経営それ自体としての特殊な問題は勿論ある。その場合、国民経済においてしめる中小企業の地位というものを明確にし、だれを中心的利益をはかるかを明らかにして政策をたてる必要がある。

とくに格差のはなはだしい日本の中小企業を、せめて歐米の水準に引上げることは資本主義下でもなさねばならぬ事柄である。

つぎに田中武夫氏から三四年度予算と中小企業について大要つきのような説明があった。——

三四年度予算は全体として、防衛費の増徴、独占資本のための景気刺戟にその特色がある。このことは、予算増額分のうち、どの面に多くの配分がなされているかを検討すれば一目瞭然である。すなわち、一般会計予算の

うち、中小企業対策費はわずかに二二億円、総予算の〇・一五%にすぎない。前年度比一一億円の増加にとどまる。予算増額分は全体として一、〇七〇億にのぼり、うち防衛費の増額は実に一六〇億円に達する。二二億の更新はあるが、むしろ年々の老朽化設備の手当にも不足するのである。他の対策費がとるに足らない額であることはこれからでも十分推測できるだろう。

また財政投融資資金計画にしても、その増額分（除外公募債借入金）七三八億のうち約四六三億は経済基盤強化、体质改善を理由に、独占資本の助成に、その低利資金を大量にふりむけている。中小企業関係機関はいずれもつねに需要を半分もみたしきれず資金不足に悩んでいる。三四年度計画にしても、昨年度の実行計画に比し、逆に四三億円も減額されているのである。

このように予算面で中小企業は無視され一方、現実の経済面では大企業による不当な圧迫のまえに放置されている。こうした現実をよく直視して、かりにも中小企業と労働者の対立、分断をたくらむ保守党政府の目先きの対策にまどわされるようなことがあってはならない。

これより質疑をふくめ、活発な討議に入った。

○中小企業家同友会——中小企業にとっては、その近代化のためには蓄積が必要だ。近代補助でもらうよりも税でとられる方が遥かに影響が大きい。だから中小法人税の減税こそ第一義的に考えてほしい。また同族法人に留保課税が一〇%もかかるのは、大企業の社内留保に特別措置がとられているのとくらべて不合理である。

○生活協同組合—生協問題を流通機構の民主化の一環としてとらえるべきではないか。政府予算では、生協に対する貸付金は年々減額され、三四年度は八〇〇万円で、要求額の以下である。少くとも都道府県支出額一千数百万円と同額を政府は負担する義務があるので、それを無視するのは、露骨な生協抑圧策である。

電気、ガス、私鉄、バス等独占企業の料金値上げ、環衛法その他のカルテル化による物価値上げ、こんどのインフレ予算等々で物価の値上がりがすすみ、消費者家計を圧迫しつつある。これに対しては、消費者中小企業者が一体となつて物価値上げ反対運動をおこしたい。社会党も国会でもつとこの物価値上げ問題にメスを入れるべきだ。

○伊東教授—税の問題について、具体的なことはいま詳しくはないが、一般的にいって税体系全体が問題だらう。外国に比し、低いところに重すぎる。個人と法人とのアンバランスもひどい。そこで偽装法人ができるのだ。英國ではこんなことはなく、たまに相続税との関係で偽装法人化がみられる程度である。また経済界ではあまりにも表と裏とがありすぎる。だからボス支配が行われるので、この対策も考えねばならない。

流通問題は素人だが、小売商にとつては生協よりも購賣会の方が影響が大きいのではないか。小売商はたしかに過剰人口のしわ寄せ、失業のたまり場になつてゐる。それを生協の罪にするのは問題の本質をはぐらかすものである。もつとも、消費者の要求とマッチさせながら、小売商の経営改善もはからねばならない。

公共料金等の価格決定には、必ず消費者代表その他の意見をもつと積極的に反映させるべきだろ。英國ではこの点徹底しているようだつた。

○生協—物価問題全般に関する審議会を企画庁につくり、消費者の利益が十分反映するようにしたらどうか。

ここで田中武夫氏より衆議院商工委員会における小売商業特別措置法案、商業調整法案の審議状況について説明があり、つづいて

○中小企業家同友会—中小企業対策に關し、この際基本的な考え方を問題にすべきではないか。いまのままでは、保守と革新ではただ量的な差異をみるだけだ。予算も、これしか中小企業対策が見出せないかと思われるほど、マンネリズムに陥つてゐる。対独占の問題では与、野党が明確に対立するが、中小企業対策ではそうちがわないので、これは保守党のベースにまき込まれるだけだから、もつと異つた一貫した中小企業対策を打ち出してほし。

○永井—社会党と保守党では、その中小企業対策は現時点では大して違わなくとも、そのめざす方向は全く異なることを理解してほしい。中小企業の枠内での政策では、中小企業自体を救済する道は自ら限られてゐるのでないか。やはり全体の経済政策との関連で解決せざるをえないだろ。

○生協—方向はちがうといつても、どういう方向をむいているのかが問題だ。社会主義経済をめざすものである以上、当面の対策としてもすべてを救済するといふのではなく、ある程度、支持すべき階層を明確にし、シビアに考へる必要があるのではないか。流通部門でもその民主化の方向をはつきり打ち出すべきだ。

○小売商代表—一般小売商では労働時間が長い。しかし実際問題として開閉店時間も申し合せではなかなか決めにくい。収入が低いから、やはり少しでも売りたいというのが本能である。開閉店時間を規制するこの一步からでもはじめるべきだろ。

○生協—常盤炭坑の購買会では売上げが月間八千万円にのぼっている。そしてこれが一方、巧妙な労務対策に利用されているので、ストrikeをかけて生協へのきりかえをはかつてゐる。ところが、生協というといままでの購買会とちがつて一般小売商が批判的になるといふ無理解がある。

○小売商代表—一般小売商にとって、融資の増大といつてもピンこない。銀行との取引はほとんどないし、銀行から借りられないようでは、信用がないから融資の対象にはなかなかなりえない。それよりむしろ、現在過剰になつてゐる状態から小売商をどうして救済すべきかが先決問題だ。

たとえば薬局などでは、競争が激しいが、これは小売段階だけの問題でない。その元締めのメーカー段階における過剰生産が原因であるから、メーカー段階の生産規制が必要だ。

○全織同盟—最低賃金制が中小企業の支払能力を考えては、いつまでたつても要求はできない。われわれはあくまで要求としては、一律のものを高くかかげていくべきだ。とてもいまの政府が二、三年でこの要求をみたしてくられるとは考へていないのだから。

○伊東教授—最賃制は、当面の中小企業問題を解決する、もつとも具体的な問題である。日本では昭和二十五・二六年以後とくに賃金格差はひどい。こんな国は歐米にはみられない。一律八千円の当否は別として、どこに線をひいても上の方、あるいは下の方からみて、つねに矛盾が生ずるのだ。それほど格差がはなはだしいのだから仕方がない。ただ、現在のゆがんだ経済構造のなかで、の需給の経済法則からいえば、現に行われつてある業者間協定の線が一応のしさを与えるだろう。しかし、業者間協定そのものは、買手だけの協定であり、一種のカルテルだから絶対にみとめるわけにはいかない。これは法律によらなくとも、労働力入手困難から必然的に行われるものである。といって、全国一律一本でなければならぬとして現実に施行されないよりは、漸進的にもせよ推進されるべきだろ。それぐらいの現実的考慮があつてよい。昭和三十一年以後、大企業の組織労働者はその企業内にとじこもりがちだが、この傾向を打破し、大企業労働者自身の自覚を深めて、もつと積極的に中小企業労働者を指導すべきではなかろうか。

○中小企業家同友会—中小企業者としては、漸進的にもせよ、経済の近代化のためのテコとして実施せよといふのでは、実際問題として反発するだろ。經營がおびやかされるとなれば、労働基準法の二の舞いとなるだろ。赤線ができると青線ができるよう、なんらかの逃げ道を考えるだろ。消極的抵抗はさけられない。それでもなお一部のものは企業整備に追い込まれるものもあるであろう。やはり当面のもつとも具体的な問題として正面から取組んでいかなくてはならない。

○合化労組—最低賃金制の問題で合同労組を組織しているが、やはり経営者が不安がつてゐる。労働者が企業

をつぶすような印象を与えないよう、経営者にも説得が大切である。たとえば、大企業の下請けのやり方に對しても、大企業の労働者が、その下請企業の經營者、労働者と共斗を組むぐらいの熱意をしめすべきだらう。群馬では、森永の下請けをやっている酪農組合と労組が提携して、成功した例もある。

第二日 一九五九年一月七日

第一、分科会

第一 分科会

場所 前日と同じ

議題 労 働

座長 戸 叶 武

(党側出席者)

藤田 藤 太 郎

石 橋 政 哲

助言者

多賀谷 真 稔

五 島 虎 雄

(労働科学研究所々員)

藤 本 武

冒頭に、多賀谷真穂氏より労働省関係予算及び関係法

案の説明、石橋政嗣氏より公務員給与について説明があつて、質疑に入った。

多賀谷氏の説明要点は次の通り。

労働省関係予算は余り多くない。まず問題になるのは失業対策費である。今年度予算では失対吸收人員は増加していない。二五万人で同じであるが、予算の増額した理由は、就労日数二日を二・五日にしたことによる。

失業保険については、六百億ほど特別会計に残がある。今まで給付すると金が相當に余るので、四分の一の国庫補助の切下がされた。そのほか、中小企業退職共済事業実施費は五千万円、職業訓練に二百万円、産業災害防止費四千五百万円、最低賃金実施費一千万円、職安事務費二億七千万円、未亡人職業援護費一九〇〇〇万円、売春防止対策費五三〇万円等があり、労働省関係予算総て一二四〇億となつてゐる。

この予算と関連して、政府法案の中小企業退職金法案の説明あり、政府法案を批判したのち、党は対案を出しつもりであることを主張したが、その基本的な点として、五人以下の事業場では、健保、失保、厚生年金、労災をまずやるべきであるのにそれをやっていないが、これは問題であるとした。

これについて雇用基本法案を説明。この法案は、雇用を中心として日本經濟を考えるべきことを主眼として立案されたものであることを強調、細目を説明した。このほか、工場配置法案、身体障害者雇用法案を説明し、最後に、最低賃金法修正案を説明、とくに、修正案がつくられるに至った経緯として、八者委員会の問題を述べ、政府案の通過を阻止する目的で修正案を出すことを強調した。

この後質疑に入る。質疑応答の要点は、左の通りである。

○全国金属労組—最低賃金法案の修正案を出した理由

として、労働戦線の統一が必要であったからというが、修正案を出しても政府案を阻止しえないとと思う、この際の方針変更はプラスとなりうるのか。

○藤田藤太郎—問題はどうして政府案を紛糾するかにあり、これをめぐって労組からいろいろの意見が出た。

党としてはいかに大衆の斗争を盛りあげるかを考慮した。それについてわれわれが考えたことは、基本線を崩さないなら、対案を考えてもよいではないか、というのが出発点だ。こうして八者委員会がもたら、労働者側委員の統一見解を中心とするなら全労組一体の斗争をもりあげうこととなり、意見の一致を見た。

問題は八千円を掲げていた前の斗争との関連であるが、とにかくにも押しきられよう状況の中であつたので、こういう戦術をとることにしたのだ。

○全駐労—1雇用基本法を作ることは賛成だが、内容に問題点が多い。2工場船置法について資本主義の枠内で、工場配置を決めても困難だと思うがどうか。

○藤田・多賀谷—工場配置の問題については御説の通り困難が予想されるが、英國の例をとると、敷地、家屋は政府が負担し工場主は機械だけもつてくれればよいといふことにしてある。減税だけではうまくいかないだろう。資本主義という枠の中にあっては、工場誘致の基盤を作ること地図を新しく塗りかえることが大切だ。開発は政府が負担し工場主は機械だけもつてくれればよいといふことにしてある。減税だけではうまくいかないだろう。資本主義という枠の中にあっては、工場誘致の基盤を作ること地図を新しく塗りかえることが大切だ。開発し直すということが必要である。つまり、新経済基盤を作ることだ。

雇用基本法についてはまだ固まつた内容ではないのでこれを検討中である。

○野中—失対で働くいるものの中部落民が多くを占めているが、救貧政策的な臭みがあり侮辱的な事態を現出している。もつと希望のもてるような政策に変えていくべきではないか。

○五島虎雄—御説の通り、政府の施策は愚民政策的だ。部落問題をとりあげたのは、社会党だが、党の追求にあつて政府としても問題をとりあげざるを得なくなつてゐる。党としては速かにこの問題を解決するために法案を用意している。

○婦人問題研究会—中小企業退職金については、女性が中小企業に多いということを考慮してもらいたいと思う。社会党は政府案に反対のようだが、女性の立場から言うと、修正してでも通してもらつた方がよいのではないかと思ふ。自民党の案に労働者の意見をもりこむことについての党の考えはどうか。

○多賀谷—最終的に妥協するかどうかは未定だ。

○藤本—政府案を少しでもよくしたらよいのではないかという考えは賛成にくい。基本的に反対すべきであつて、あれをどういじつてもよいものはできない。企業の鎖に労働者を縛るのが政府案の狙いだ。

ついでに最低賃金法案の問題について一言しますと、修正案を出したのは現在進められている斗争から考えて、ますかたたいうのがどうも実感のようだ。労働組合の

事業によって浮いた労力をどうするかで困っている。この点をどう考えられるか。

開拓について、新規入植が抑えられるのは二、三男対策を後退させる。また、それと共に既農家に対する増反が必要だと思う。増反に関連して、国有林野の払下げが必要と思うがどうか。また、開拓地の道路等建設事業は、全額国庫負担で行うべきだと思うがどうか。

○赤路—土地改良費の増額は、新規事業が水系別で五、特定土地改良事業で三、含まれているので、実質的に増えている。地元負担の問題等については、不振土地改良区が非常に多いので、党はそれらの地区に対して再建整備法を作つて再建させることを考え、準備を進めている。

開拓政策では、新規入植、新規開墾を進めることは是非必要である。国有林野の解放払下げは、個々の農家に対する行うのではなく、生産協同組合を作つて、それに解放させるようにしたいという方針である。また、開墾はバイロットファームの方式を全面的に採用し、道路その他の建設工事は全額国庫の負担とすべきである。

○山梨県代表—蚕糸価格安定のための予算是、養蚕農家のためのものか、それとも製糸業者に向けられるものか。また、桑園転換の場合の作付指導等は、どの程度に行われるのか。

○高田富之一養蚕対策では、政府が繭の最低補償価格、貫当り一、四〇〇円を一、〇〇〇円に下げたこと自体が、お話にならないことであつて、蚕糸協会を作るとかいうようないろいろな対策は、すべてこの価格切下げをこまかすための手段にすぎない。桑園整理については、最近また繭が不足しているというような状況から、各県とも積極的に行うとは考えられず、今迄整理した分への補償だけが終ると思われる。

○山梨県代表—昨年度は災害の関係もあつて早場米の供出は少なかつた。このような早場米の奨励金には疑問があるがどうか。

○大谷—早場米供出奨励金は二毛作の障害となり、脱穀調整機の過剰投資となつていて、廃止すべきであると考える。奨励金は基本米価によりこみ、既得権益としての米価を主張しながら、経営改善の政策を出して行くべきである。

○山梨県代表—山形県では現在一万三千頭の乳牛があるが、農村地帯では学校給食費の払えないものもある。

○大谷—牛乳の消費拡大には農家も牛乳を飲むことを奨励すべきだ。農家が飲む場合には三合の牛乳を一二円で飲める。それで三合の米を節約すれば三〇円の節約になる。しかしそのためには、農民の食生活に対する頭の切りかえが必要で、農民組合や社会党などで、農民の食生活に対する指導をしてほしい。

○新妻イートー農林予算は中農以上に恩典のある予算といふ感じがする。零細農対策として、協同化、法人化の問題をどう考えるか。

○大谷—法人化を農業だけ認めるのはおかしい。会社形式がよいか、協同組合形式がよいかが重大問題である。現在の法人化の動きは農協が生産事業をやっていなことに対する批判である。

○山梨県代表—農業基本法成立の見通はどうか。

○大谷—自民党、農林省のいまの機構からみても基本法はできない。幻想をふりまくだけである。社会党は基本法ということで、日本農業の将来のあり方を打ち出しどほしい。

○赤路—党の基本法要綱草案のご説明が時間の関係でできないが、資料（政審資料二月五日号）の中にあるので、あとからご意見をお寄せ願いたい。

○山梨県代表—養蚕の将来に対する見通しをお聞きしたい。

○大谷—卒直にいつて明るい展望はない。養蚕農家ははつきりした態度にふみるべきだと思う。例えば、飼料畠の中に桑が植えられている形にして、蚕が悪くなれば抜いても差支えない状態に桑園をかえていくとか、コストを安くするとかいう方向に進むべきだと思う。

○山梨県代表—農業共済制度は、農家の負担する賦課金が高い、ということは問題である。また、山形県では基準反収が二石七斗で、実収の七割位にすぎず、その七割が引受け石数で、収穫皆無の場合でも半額の共済金しか受けられない。過去十カ年の掛金に対し、支払金額は一三二%で、その他に賦課金七億があり、結局農家手取は出すものより少ない。現在われわれは、このような不合理な制度を根本的に改正させるための戦術として、解散要求を出しているのであって、賦課金の全額国庫負担、災害化というような方針には賛成である。末端のトラブルを事前にくいとめるような方針を確立してほしい。

このような質問に対しても、足鹿代議士より党の「農業災害補償制度改正要綱」について、詳細な説明が行われた。その主な点は、

- (1) 賦課金を全廃し、事務費は全額国庫負担として農民負担の軽減をはかる。
- (2) 現在の天下り査定方式を改め、損害評価の自主性を確保する。
- (3) 市町村移譲を積極的に進め、公営化の方向を推進する。
- (4) 無事戻し制を確立し三ヵ年無災害のときは掛金の無事戻しを実施する。
- (5) 病虫害による被害は事故原因より除外し無事戻し金等を活用して防除事業の協同化を推進する。
- (6) 基準反収を是正し、実収反収を基準とする。
- (7) その他、組織機構上の改正等

最後に参会者からそれ次のような要望事項があつた。

○開拓連—農業共済制度について、現行法では開拓地を除外しているが、畑作関係も共済へおりこんでもらいたい。

○山形県代表—新農村建設計画による農道の土地買収費も建設費同様に補助の対象にしてほしい。また、農地の改廃について一定の基準をはつきりさせるようにしてほしい。

第三分科会

場所 前日と同じ

議題

税金と産業

(党側出席者) 横山利秋、門司亮、鈴木寿、石村英雄

横山利秋氏が本部側として政府の明年度税制改正案の問題点を次のように説明した。――

政府の明年度税制改正案をみると、所得税の免税点はしだいに社会党案に接近してきて、国民に両党案が類似していると錯覚させかねない。わが党としては、改正点の金額面のみならず質的差異をはつきりと国民に示さねばならない。政府の明年度案をみると

1 減税総額についての選挙公約が全く崩れ去った。政府は昨年九月頃には、初年度七〇〇億円、平年度九〇〇億円の減税を行うと言明したが、今回提出された減

税規模をみると、初年度五三三億円、平年度七〇〇億円にすぎない。まさに看板にいつわりがある。

2 国民租税負担の不公平の根源となつてゐる租税特別措置法については、毎年度九〇〇億円近い減免税が大企業中心に行われているにも拘わらず、今回整理されたのは長期性預金利子の課税復活（三七億六〇百万円）、予約供出米農家に対する特例の廢止（一五億一千万円）価格変動準備金制度の改正（一七億五〇百万円）など輕微なものにすぎず、交際費については逆に三億円ほど免税の幅をひろげており、いぜんとして勤労国民対大企業及び高額所得者との租税負担の不公平は是正されない。

3 所得税の免税点は五人世帯の給与所得者で年所得三二万七九一二円（現行二六万九八七九円）に引上げられた。社会党案の年所得三四万円に甚だしく接近してきた。こんごは両党案の差異を單に金額面の免税点だけに求めるべきではなく、税体系全体にわたつて質的な差異を明かにすべきである。

4 政府は明年度より更に税制改正のために税制審議会を設置すべく近くその設置法を提出する予定である。かかる機関は從来のようすに権限が弱くあいまいな性格のものであつてはならない。勤労者の代表を入れ民主的に運営して行くようわれわれは要求する。

5 現在の徵稅執行機構が権力をかさにきて、とくに中小企業者より徵稅を強行している事実にかんがみて、民主的機構に改組し、苦情処理の取扱いについての協議団の運営を充実させ、かつ稅務職員の虎の巻となつてゐる課稅基準資料を國民に公開させなければならぬ。

また稅務職員が徵稅強化のため労働強化に追いこまされている事實を明かにして、これを是正しなければならない。

次いで石村英雄氏が本部側として政府の明年度財政投融資計画の問題点を説明した。（詳細は「予算要求集会参考資料（二）の「四、財政投融資」を参照のこと。）

次いで質疑応答に入る。

○日本薬剤師協会—同じ税金でも地方税関係には報償金の制度があるが、給与所得者の源泉課税にはこのようない恩典は全くないのは不公平だと思う。例えば納稅組合をつくつて税金つみたてしては、その利子相当額でも払い戻しすべきではないか。

○横山—税率上の問題はさておいて、徵稅面でも不公平があるのは事実である。前納又は完納された税金の報償金については地方税で問題になつてゐるが、党としては、それは国税地方税を通じてこの制度を活用してゆけるような方向にむけて対策をたててゆきたい。

○門司亮—法規上は前納の千分の五までが報償に充てられるという規定はあるが、源泉所得税は半ば前納、半ば後納だから、現状のままで報償制度を適用するのがむずかしいと思う。

○全国税—現在の源泉課税方式は昭和十五年の準戰時体制の当時より始められた。この方式は他の徵稅方式からみて天引きであるという点で苛酷なのだから、根本的に再検討すべきである。

○千葉民藏（社会党青森県連）—二つの問題をとりあげたい。

第一は、農民所得に対する課税については、反当り収量ならびに反当り支出について税務署側は標準をきめている。しかし平均的な反当り収量といふものは勿論抽象的なものにすぎないから具体的な課税についての標準として適用することは危険である。また反当り支出について労働力の投入は何ら経費に計上されていない。農民は課税について不満をもたらさるをえない。そこで農業共済制度においても農民は意識的に反当り収量を低く申告して掛け金を少くしてはいるので、いざ災害があつた場合、共済の実益を充分にうけることが出来ない現状である。したがつて農業共済制度そのものが充分に活用されていなことになつてゐる。このように農民にとって課税に対する消極的抵抗は反当り収量をかくすことであり、この結果として農業共済制度の意義をうすくしてゐるのである。この現状をどうしたらよいのか。

第二は、党はガソリン税の値上げに反対しているが、道路予算についての地方財政負担が過重である現状にかんがみて、ガソリン税値上げに反対すれば地方負担は更に重くなつてゆく、党はこの矛盾をどう解決してゆくのか。

いて、党が反対する根本理由は値上げが一部の人々の負担過重になるからである。しかも毎年度のように値上げすることは、あまりにも苛酷である。岸内閣が五ヵ年計画一兆円予算の道路政策をとるほど道路政策を重要視するならば、その財源はガソリン税のような特殊財源に大きく依存するのではなく、一般歳入財源よりの支出をふやしてゆく方向をとるべきである。

わが党は御承知のような地方財源の健全化ならびに充実の具体策をもっているのだから、わが党案によればガソリン税値上げの必要はない。

○門司一道路政策をそれほど重要視するなら、一般歳入財源のほかに、国は道路公債の発行にふみ切るべきである。

○千葉一重ねてきくが、党は農業家族労働を経費としてみるのかどうか。またガソリン税値上げ問題について青森県には一万八千台の自動車があるが、これが一台につき一年間に十万円の補修費を必要とし、これの損害は合計十八億円になる。道路が改修されれば十八億円の損失は軽減されるのである。ガソリン税の値上げに単純に反対すべきがないと思うがどうか。

○横山一われわれはガソリン税のような目的税は出来るだけ拡大しない方針である。またガソリン税の値上げは現実に限界に達していると思う。また農家の自家労働力を経費として認める問題については、党は当面の具体策をもっていない。

○沢田（社会党大阪府連）一党的地方税改正案には、自動車税をトラック及び三輪小型自動車の自家用についてそれぞれ一千円引下げることにしているが、何故にその必要があるのか。大型外車についてはむしろ税負担を引上げるべきではないか。

入場税は現在は国税だが、これの地方税への完全移管を考えないか。

個人事業税には基礎控除の制度があるので、住民税の均等割についても、低額所得者の分は引下げるべきではないか。また党の対策として電気ガス税の引下げを主張しているが、この理由如何。

○横山一自動車税の引下げは、自動車税負担の公平化を期することが目的である。

入場税の地方税完全移管は、國の財源確保の面からみて直ちに賛成出来ない。

○鈴木寿一現行の電気ガス税は、この税収に見合う額を大法人について免税しているのだから、この方から税収をふやすべきだ。

○千葉一党案は入場税引下げを主張しているが、映画館に対する映画プリント代が独占的に引上げられ、きめられている現状では、入場税の引下げは中小映画館の負担が重くなるだけだという声が高い。

○横山一これは別途に映画大資本の独占抑制の問題として対策を考えたい。

○全国税労組一岸内閣自民党の租税対策は、直接税の

免稅点を引上げながら、一方で徴税を強化して税収を増加し、かつ間接税を多くしている。これに対抗してわれわれは所得税の免稅点を少くとも五〇万円程度にまで引き上げるべきではないか。

○横山一次の税制改正検討のときに考えたい。

○物品税撤廃同盟一政府案は高級織物品の物品税引上げにより七億四千万円の增收を考えているが、これは明年度の歳入見込みに入っているのか。引上げが阻止されれば、それだけ減収になるのか。またこれを阻止しうる見通しがあるか。

また明年度に政府は税制審議会を新設するというが、これの審議対象は何か。これらの委員については民主的に人選されるように監視してもらいたい。

○横山一高級織物品の物品税引上げは自民党にも反対があるので確実に阻止できる。従つてそれだけ政府歳入予算案は減収となる。

○ガソリン税値上げ反対同盟一党はガソリン税問題については、当面の焦点を値上げ反対にとるべきだ。

○全国税労組一現在の徴税機構は、徴税強化され、表面はいんぎんだが既に滞納は四百億円台を割ったほど整理がすんでいる。また労務管理は巧妙になつて徴税競争を奨励し、第二組合の育成に努力している。

税務職員には労働基本権を与えて、労働協約によつて、徴税の重点を大企業へと移行させてゆくべきである。

○全織同盟調査部一いかなるかたちにせよ、失業者に課税されることがないようにすべきだ。また長期療養者にも同じような措置をとるべきである。

○門司一すでにこの問題については自治庁から昨年五月に通達がでており、申告があれば免稅措置がとられることになつてている。まずこの趣旨を徹底させよう。

門司氏より、「工業の適正配置の促進に関する基本要綱」（政審資料号外に掲載）を説明。

次いで石村英雄氏より党の金融政策とくに資金計画委員会について説明。「政審資料号外」参照）――

○千葉一党の工場配置法を国土開発計画と結合せしめてもらいたい。

また現在の財政投融資の増額は大都市に集中する一方だから、この地方分散を計画的に考えてもらいたい。東北開発三法は作られたが、これによる財政投融資は明年度は本年度より減額されている。

○沢田（社会党大阪府連）一保険会社の株式投資も規制するか。また保険の国営も考えるのか。

○横山一党としては利権の裏となつている現在の東北の納稅感覚も鈍くなるばかりだ。また理論上の問題として、総人口の比率からみて農村の納稅者が少ない点は検討してもらいたい。

○芹沢氏一税制については源泉徴税方式では勤労国民の納稅感覚も鈍くなるばかりだ。また理論上の問題として、総人口の比率からみて農村の納稅者が少ない点は検討してもらいたい。

- 2 道路建設は長期投資なのだから、毎年度の経常収入だけを財源にするのはムリである。門司さんがいう通り道路公債の発行を考慮すべきだ。
- 3 入場税については党本部の意見通りでよいと思う。でも現在のように少額納税者に対してばかり徴税強化しているのはおかしい。
- 4 徴税の問題については、まず徴税費という点からみ巴拉な地方開発の一元化が絶対必要である。
- 5 党の工場配置法の方向には賛成である。この方向を産業社会化の方に向むすびつけてほしい。また、巴拉巴拉な地方開発の一元化が絶対必要である。
- 6 財政投融資の投資効果に対する監視機関が必要だし、また財政支出全般に対するきびしい検査が必要だ。
- 7 勤労者が名目収入の上昇だけ考えておれば、インフレ政策によってその成果を一举に失ってしまう。したがって投資関係の資金計画についても勤労者が深い関心をもつことが必要である。

第二、本会議

一、分科会報告（略）

第一分科会 報告者 戸 叶 武
第二分科会 報告者 足 鹿 覚
第三分科会 報告者 永 井 勝 次 郎

一、質疑応答

○千葉（社会党青森県連）—財政投融資と東北、北海道等の後進地域開発との関係であるが、民間資金はもちらん財政投融資もほとんどが大商工都市に集中している。三十四年度予算もこの傾向が強いが、党はどう考えれるか。

○北山—今日、東北三法があり、北海道東北金融公庫、東北開発株式会社等で後進地域の開発を進めているが、利権の巣になる傾向があつて、それほどの成果を収めている。とくに財政投融資が大商工都市に集中していることはご指摘の通りで、党も是正しなければならないと考えている。後進地域の開発は、農業開発や地方産業の振興とも合せ、一般会計、特別会計の両面から、総合的な投資が行われねばならないのであって、単に公庫や開発会社の資金をふやすだけでは問題の解決にはならない。

○沢田（社会党大阪府連）—ボンドの自由化や西欧経済圏のブロック化が進められ、貿易面での競争が一段と激化することが予想される。これらの動きに応じた党の貿易政策と外貨予算に対する態度を聞きたい。

○勝間田—通貨の自由交換が直ちに問題になるとは思わないが、外貨予算の組み方、貿易管理の方法については再検討しなければならない段階にきてる。また円為替の維持についても、現状のままではアメリカ経済圏のもとにおいてドルとの交換性をベースとした方向に進められる可能性が強い。これではドルに従属した現状打破することはできない。われわれはむしろAA圏諸国に

結びつけ、AA諸国の通貨とリンクしてゆくべきだと考える。したがって、この点円替かんについても、円為替の将来の方向が東南ア、アフリカにあるとすれば、当然、中国を抜きにして考えることはできない。中国との協力がどうしても必要になつてくる。

○三好一（全総同盟）円為替とボンド、ドルとの関係であるが、東南アはほとんどがドルにリンクしている。したがつてAA諸国に結びつけるということは、ボンドとの結びつきを強くすることか。

○勝間田—そういう意味ではなくて、東南アの現地通貨との関係を強めてゆく政策がとられねばならないということだ。しかし、当面は各国ともボンド、ドルそれぞれに結びついているので、その面の配慮も必要である。いづれにしても中国との協力による円為替の維持が必要になつてくることはいうまでもない。

○三好一法人税は資本金一億円以上の大企業からの収入をみると、わずかに一割程度を占めるにすぎないが、財政投融資の比率は高い。社会党の場合、何を基準にして財政投融資の方向を考えてゆくのか。雇用吸収力との関連において聞きたい。

○北山—財政投融資ばかりではなく、党の予算の考え方には雇用の拡大が大きな柱になつてゐる。したがつてたんに財政投融資の枠だけを運用するのではなく、例えば、農業の場合なら系統金融の余裕金を貸りて、国の責任において農業投資にまわし、農業面における雇用を拡大する等の措置も構じられるわけである。

○沢田一日中貿易が再開されると、今まで問題にしていなかつた大手商社が入りこんできて中小貿易商社が締め出されるということが起り得る。そこでこれらの商社は貿易協同組合の構想をもつてゐるが、党はこれを助成すべきではないか。また大手のやり方にに対する党の考え方はどうか。

○勝間田—貿易が再開された場合、それがいかなる形をとるか、第四次協定の再開か別個か、予則は困難である。例えばソ連との貿易で、労農提携の成果としてお茶を輸出した例もある。もちろん協同組合の方法もある。中小商社の協同化については育成すべきであるが、土産公司と地方産業との結びつきの問題等もある。

一、北山愛郎政策審議会事務局長の集約

二日間にわたる皆さまの熱心な討論を感謝する。今度の集会は、政審としてはじめての会議で、準備が不充分分であった。開催の時期の問題もあり、昨年十一月頃に予算要求のこのような会議をやろうと思っていたが、警職法改悪反対の斗争でやれなかつた。いわば民主主義を守る斗いに専念してしまつたわけだ。苦心してこの集会をもつと盛んなものにしたいと思つていたのに、誠に申証がない。昨年七月に行われた政策研究集会も、そんな多くの人数ではなかつたが、その後各地方では盛んにこの種の集会が行われるという動きがあつた。今度の集会も各方面で量質とも盛んになるであろうと思う。今度

の集会は、各分科会の皆さんに、他の階層や要求がどうなっているかを聞くところにも大きな意義があつたといふことができる。

われわれとしては、この集会のあとしまつとしては、1 この集会の要求を現実の国会斗争の中に移して斗う。

2 重要な問題については、各団体と目的の達成のために斗う。

3 この集会に出た意見は、参加されない団体や個人の方にも社会党政策審議会の資料その他で広く知らせることにしたい。

二日間の討議の中で、具体的な問題が数多く討議されたが、その結論は、政府の昭和三十四年度予算が、

1 大資本擁護、再軍備の予算である。

2 階級の対立を激しくする予算である。

3 汚職と利権の予算である。

ということができる。保守党の政治というものはこういふもので、過去の悪徳の蓄積のような予算である。

予算の性格を実証する意味から一二の例を上げますと

一、税制では、

所得税をみてみますと、申告分は昨年度に比し一三九億増で二七%の增收になっていますが、経済企画庁発表の国民所得の伸びは営業で二、八%となつており、この税金の増加はひどい。

然るに法人税では、経済企画庁の計算は、所得の伸びを一二、八%とみているにかかわらず、法人税は横ばいとみている。この一例をみても今度の予算は弱いものいじめの予算である。

二、生活保護の対象人員を例にとってみると、毎年減らしております。

昭和二七年 二〇六万人

二八年 一九三万人

三一年 一八二万人

三二年 一六五万人

三三年 一五〇万人

三四四年 一四七万人

となつてゐる。この数字は、厚生白書と全く矛盾している。

三、予算とは直接関係はないが、政治献金をみてみると、保守党的政治は民主主義ではなく金主主義である。政治の上に金があるのが現状だ。

昨年一月から六月までに自民党への政治献金は一億にのぼり、うち再建懇談会から六億一二九〇万円、その他三億四六〇万円となつていて。

以上からみて今度の予算は「階級予算」である。従つて私どもいろいろな経済の増額を打つても、この段階に至つては岸内閣を倒し、国民が国民のための予算を組まねばならない。国民のための予算をつくるのは社会党だ。今度の集会は陳情要求の集会ではなく、われわれの手で経済政策、財政政策をつくるのである。その中心

に社会党がなるのである。この意味からこの集会を恒久的な機関に发展させたいと思う。

一、助言者代表芹沢教授の意見

二日間にわたって、私は非常に勉強になった。私見としては、社会党は社会党らしくものを考えようといふことをいたい。これは結局、「資本の蓄積か国民生活の向上か」ということになる。例えば資本の蓄積といふ考え方にしてば、体质改善というものは大企業中心というこになり、国民生活の向上を中心とすることになれば体质改善も違つてくる。国民経済という言葉はゴマカしにすぎない。国民経済ということは、貿易中心になり、国内市場が狭まり、単価を減らし、膨大な過剰設備といふことになる。これは雇用の減退を示し、社会党や労組の抵抗がなければ失業者が相当出でていると思う。根本問題はこの基本的な立場をよく考へることにある。

第一分科会

社会保障 社会保障は個々の国民に関連がある重大な問題である。老齢年金などは自民党も選挙対策の一つとして出してくるが、社会保障で考えねばならないのは、所得格差がますますひどくなつてゐるということである。現在は、最低生活の人々が比較的軽く思われがちだ。社会党はまず低所得者層のことに留意しなければならない。貧しいということは、働けない婦人、老人、性格破たん者であるということで、低所得階層の問題が解決されれば、この問題はかたがつく。将来は旧軍人恩給約一千億をこれに回すことが必要であろう。

物価 社会党は物価が変動しない政策をとらねばならない。インフレになれば、貿易も賃金も社会保障も全くダメになる。

人口問題 産児制限はぜひ必要だ。生産と分配との問題は結局は人口問題に帰結することになる。

教育 社会問題の一つとして、試験地獄の問題をとくに考えてもらいたい。教育は支配者がだれかということによって必然的に異なる。東大は支配者をつくるところであつたり、低額所得者が教育を受けられなければならない。大都會に優秀な先生が集中しているので、へき地手当をどつさり出し地方へいってもらわねばならない。経済の基礎は労働であり、労働の基礎は教育である。知識水準が高くなれば立派な労働にはならない。何れにしろ、試験地獄打開のため社会党は多角的に検討する必要がある。また学校図書館についてもよく考えてほしい。

労働問題 労働問題で最大の問題は雇用だ。現在の失業対策は、糊塗策であり、ニコヨンの固定化を招いている。あれはニコヨン政策で失業対策じゃない。社会党は雇用政策を総合的にかつ真剣に検討してもらいたい。

第二分科会

地方行政財政 貧乏県と富裕県の悪平等の状態に気をつけねばならない。社会党の門司亮氏その他直接税は国税に、間接税は地方税にという考え方がでたが、大内（兵衛）先生は、この意見と反対に間接税を国税に、直

道名 道路の話は、このままの、この二つが、何にしろ、この問題はよく検討していただきたい。

道路 道路の詠はこの集会のいと

カソリン稅だけではダメだ。地

連して考えていただきたい

農林、國土開発 まず価格安定対策を考えよ。農業技術という多収穫という問題も考えてもらいたい。耕作技術ということを考えると、中共の問題もよい参考になるであろう。蚕糸の問題は、国民の消費構造の変化という面から考えるべきで、例えばミソ、清酒などの消費構造も変っているから農林関係とも関連して考える必要がある。農業法人化の問題は、資本主義からみれば合理化への一步前進で、会社を協同化の方向にすすめるためには、今後研究する必要がある。

筑二分科会

中小企業 中小企業と一口によぶことは危険だ。これは雇用労働か家族労働かというふうにわければよい。中小企業ではこれをわけて政策をつくる必要がある。農業と同様に消費者構造の変化という問題に気をつけねばならない。中小企業を分析して考えれば、法人税の減免問題などは副次的に解決される。家族労働を中心とする企業への融資はもどつてくるが、雇用労働を中心とするものは返済が悪い。

税金 源泉と申告では明らかに不公平だ。この問題はよく調査しなければならないが、本年度の予算においても、源泉所得税の納税者は八九九万であるのに対し、申告の方（とくに農業）は五七万で、简直に十数倍とな

財政投融資 財政投融資には多くの問題がある。結局は財政投融資の監督機関がないのが問題である。これは政治に金の流れるバイブルになつてゐるからよく考えてもういたい。財政投融資は、誰が出色的かをよく考えるべきで、雇用効果も重視しなければならない。とくに雇用効果は直接的なものと間接的なものがある。

通貨問題 これは大いに考えねばならない。共産圏の
方が通貨のブロックは大きい。ヨーロッパでも自由市場
ができた。日本も進歩的なブロックをつくるべきで、こ
の場合日本の「円」は「金」と結びつくべきだ。ドルは
金とは結びついていない。

最後に一番大切なことは、税の自然増の問題であり、予算面に出ているのは氷山の一角である。これでは来年度の予算をどうして組むのか見当がつかないくらいだ。社会党は、来年度の予算実施について、今の議会で先約をとるよう鬥うべきであると思う。

予算要求国民集会出席者

日 全
教 國
組 稅
田 坪 手 塚 大 沼
中 內 昭 博
資 篩 治 信 次
郎 邦 坂 根
木 藤 田 俊 子
村 光 夫 茂

【記念講演】

昭和二十四年度予算の性格と問題点

武藏大学教授 芹 沢 彪 衛

(18)

(本稿は、一九五九年二月六日、日本社会党、予算要求国民集会第一日の席上行
われた、芹沢教授の講演の全文速記である。)

ことしの予算の性格その他について何か話をしろとい
うお話をございますが、大体政策関係の党のお方々がお
そいで、私よりむしろ詳しい方がたくさんいらっしゃ
います。あとはおそらくは分科会でこまかにご討議をな
さると思いますので、私としてはいわば他山の石で、第
三者と申しますか、予算の問題について考えていること
をちょっとご報告申し上げたいと思います。

私の思いつきでございますが、私どもは問題を学問的
に見ておりますので、政治と学問と割切つた解釈をして
おります。これは投票の場合に一番わかります。投票す
る場合に、一人を投票する場合には、投票すれば百と
し、投票しなければゼロです。学問の方は、いろいろ分
析しますと、これは四十九点だと、五十一点というこ
とになります。五十一点と採点すればおそらくは投票す
るでしょう。投票すれば五十一点は百になるのです。四
十九点ではちょっと足りないとすれば四
十九点はゼロになってしまいます。学問と政治の違いは四十
九点を五十一点と採点するか、ゼロとするか、百とする
か、これはあとはブラックティス、つまり実践であります。
理論と実践という言葉がよく使われますが、私ども
が考えておりますのは、その四十九点か五十一点であ
る。政治の場合はその判断によつてゼロか百となる。ゼ
ロか百は実行力に移る。つまり一人の政治家に縛られる
か、あるいは国会において頭数がふえるかふえないか。
従つて国の政治の運営がどう変るか、非常な開きが出る
わけであります。そういう違いをお含みいただきまして、
私の考え方を申し上げたいと思うのです。

こまかい点はそういうふうに省きますから、基本的問
題だけでございますが、その前に、予算というものを学
問的にわれわれはどういうふうに見るかという点をちょ
っと触れてみたいと思います。
大体私はこれを二つに大きく分けて考えるわけでござ
います。第一の方は、普通予算は一般会計予算が一兆四
千幾らといわれますが、それが一体どういうふうな内容
を持っているかということ。それから特別会計、政府関
係機関、これは大体政治あるいは経済上の問題点としま
しては、一般会計予算とそれから財政投融にしほつてき
ます。それはつまり國民所得に対する二つに分れると思
います。それはつまり國民所得に対してもゆる所得の
再分配、所得の分配問題が一つ。それから所得が、一方

において高額所得がふえる、つまり所得の開きがひどく
なつてくる、一方に貧乏が高まるというようなことは所
得の分配問題になるのであります。それに財政がどう
影響するかという問題。それからもう一つは中身の、ほ
んとうの事実の内容になります。事業効果といいます
か、こういうふうに分れると思います。それが大分けし
ました予算の内容と、今度はその予算全体が、つまり財
政金融あるいは通貨の金融に及ぼす影響といいますか、
ご承知のように、今は日銀あたりで、国庫資金あるいは
政府財政資金対民間取扱いというようなむずかしい言葉で
民間経済に対して財政資金が吸い上げるのは、税金であ
るとかその他の国家収入、それから財政資金としては、
ご承知の郵便貯金であるとか、それから簡保年金、その
他対日援助の金の産投基金なんかあります。そういう
ふうな吸い上げ、これは国民から吸い上げる場合、それ
だけ国民のふところが政府に吸い上げられます。今度は
政府が支払いをしていく。この吸い上げと支払い、払
超、散超という言葉で言つておりますが、これはたとえ
て言いますと、私、よく言うのですが、小さな池にクジ
ラを入れたようなもので、国民所得が八兆一千億という
ときには、概算にして中央が一兆をこえますし、地方が一
兆、地方財政にいくと二重計算がありますから、全部の
計算が終らないとわかりませんが、私は外にありますか
らわかりませんが、荒っぽく計算して二兆前後の金が出
たり入ったりする。八兆という池に二兆というのは、ク
ジラが池の中に入つて、水を吸い上げたり吐き出したり
するようなものですから、池の水をぐつと吸い上げると
水が減る。吐き出せばダブづく、こういうふうな現象が
起る。これは通貨と金融いわゆる景気変動に非常に大き
な影響を及ぼします。予算の編成から議会提出に至る組
合の動きを見ておりますと、大体その二つの面に議論が
されておりますので今後討論なさる場合でも、この二つ
に分けて議論する必要がある。よく新聞なんかの論説で
もこの二つをごつちやに議論する場合が多い。人さまの
顔を前から見るか横から見るかという問題であります。
顔というものは立體的なものだから、前から見た場合と
横から見た場合全然違いますけれども、物は一つの人物
に相違ない。財政というものはどこから見るかによって
違う。分けて論じながらまたつながつておる。ここにむ
ずかしさがありますけれども、あまりやかましいことを
言うと時間がなくなりますので本論に入ります。

大体常識的に、今の内容に移りますが、一つの問題が
この所得の再分配の問題とすれば、第一がやはり國の收

入、従つて國民から吸い上げられる問題です。この吸い上げられる問題は、ことしは何かといえば、例の去年の自民黨の選舉スローガンの七百億減税という問題があります。これは社会新報の一月十五日に二面にわたつて非常に要領よく書いてありますので、大体はそれを見ていただきたいと思います。それから中身の減税の方であります、これはお手元の予算要求集会参考資料二といふのがあります。その七百億減税が初年度五百億台くらいになつたが、五百億台と申しますのは、七ページにありますように、中央の税が合計して初年度つまり三十四年一度が四百三十二億円、次のページに地方税がありますが、地方税の初年度九十三億円、合計すると五百二十五億円となります。平年度はそれと同じような計算でこれは二、三日前でしたか、議会ですでにどなたか質問されました。減税をすると申しますが、一体減税とは何かと申します。これについて一つの問題がありましたのは、これは一千億以上の自然増収がある、こまかい勘定をしましても、実はいいかげんなものであります。むしろ結論から言いますと、ことし五百億の減税をするためには自然増収が一千億以上なくては減税ができないということがなんですね。ですから、たとえば参議院の専門委員会をされている正木さんという方が去年の暮れに計算されたところでは、最初大蔵省はことしの増収は八百億くらいいに見た、それが千億円突破したというのですが、その後少しえりました。五百億円くらいしか自然増収はないだらうという議論もあつたわけです。自然増収が一千億円だとして五百億円の減税をするから、その財源が別にどうなるわけですね。これはやつてみなければわからぬのです。ただこれはご承知でもございましょうが、これはもちろん議会で質問されましたように、源泉課税の方はそうやりくりはできませんが、申告課税その他の税につきましては減税はない、かえつて税がふえる場合がしばしばある。これは査定の問題でありますから、税務署を通じまして、大体去年の経験がこうだからことはこれだけの割合でとるという内々の指示がある。これは議会の方で質問しますと、そんなことはありませんといふ実際あります。でありますから、本年度が一千億円自然増収があるから、現行税制ならばそれだけふら、減税としてどうなるかということはわかりませんが、数字が非常にこまかく出でるとほんとうしく見えるから、まゆにつばをつけて注意していただかないといかぬわけです。

それから、このできましたいきさつは皆さんご承知と

思いますけれども、最初、地方税の方の法人事業税をかなり大幅に減税しようというような案があつたのですけれども、これは結局中央と地方の意見の対立、地方自治団体の方から猛烈な反撃がありまして、地方財政の方の減税はすと減りました。それで中央の方で何とかしなければ、四百億くらいの減税にしかならぬ。七百億公約など、要するに扶養控除の減額、つまりそこまで折れてきて、例の第一人目の扶養が現行の五万を七万円にする、第二、第三人も二万五千円を三万円にするという社会党の案まできたわけです。ですからそれだけ個人所得税の減税があつて、そこで結局初年度五百億、中央が四百三十二億という減税の大きな柱が立つたわけであります。その点は確かに一步前進したのですが、ただこの減税の問題についてお考え願いたいのであります。大体昭和十一年を目安に考えますと、三十万円以下の中等所得を納めていかつた、これが一つ。今度は二十万、三十万円台くらいになると、これはあとで分科会でおやりになると思ひますから省きますが、かなり接近したようになります。そういう説明をしますとそう見える。ところが当時の所得税納税者は、昭和十年には三十万円以上という者が納めたといいますけれども、納税者は六十八万人しかいなかつたのです。それが戦後二十四年あたりが一番多くて二千万人くらいが所得税を納めた。これは一家族でも二、三人納めた、こんなおかしいことはないのです。それがシャウブ税制以後減税された、だから減つておるという説明です。しかし計算をいたしますと、やはり現在でも一千万人以上こえております。三十三年に千二百万人ですか、現行であれば千二、三百万人、これは改正案が出ております。政府の租税に対する説明書を見ますと、合計して、源泉、申告両方合せて千百万人くらいが納税する。どれだけとったかというと八十万人くらいしか減つていらない、六分くらいになりますか、それくらい減つただけで、戦前六十八万人の所得税納税者が今非常に減税されたといつても百万人納める、つまり金額で見るとだんだんと接近しておるが、どうもこの点は私もよくわからぬので、ここに代議士の方もいらつしやるので、議会でいろいろ政府のご説明を承わつていただくことにします。私ども勉強になると思います。とにかく非常にたくさんの人たち、一千万人以上の人たちが所得税を納めている。外国の例でもわかりますけれども、政府もちゃんと資料を出しておりますが、西独が免税が五十万円、イギリスが七十万円、アメリカが百二十万円くらいうが免税になつております。ですから今度の減税がかなりいいことはいいと思いますけれども、まだまだ低額所得者について所得税は重いといふことがいえるのじやないか。それから物品税については三十四億ほど減税があるといわれます。これはこまかく分れておりますが、こ

れは税のこまかい表をごらんになればわかりますように、これは消費者じかに対する減税というよりか、中小業者のための減税と考えられる。中小業者のために物品税がかかるために売れない。結局中小業者が困るから減税するという考え方ならば一応これは認めていいのじゃないか。消費者が目安でないということは大体感ぜられます。なぜかと申しますと、これは常識でありますけれども、一般的の間接税で一番大事なのは酒とタバコであります。この酒とタバコのうち低額所得者ほど負担の重いのがタバコなんです。最近の家計調査は私手元にあります。せんけれども、二、三年前やられた家計調査でも、低額所得者がタバコの負担が重い。その次が酒でありますて、こういうのは今度もほとんど問題にしておりません。タバコ収入なんかふやしているようであります。いろいろ新しいタバコを売り出したりしてしぶるというやり方をしておりますので、間接税の方について減税が行われなければ、やはり税金の問題というものがそう軽くはならない。ですから所得の再分配の問題で一般論的にいえばもう一つの反論もありまして、今一兆何千億と一般会計があるのに、税をまけるまけるといったって、これ以上まけられないという議論もある。専門家の方でも、これ以上もう財源がないから間接税重点主義に移れという意見が非常に強い。ご承知のように、ことしの予算編成の途中でも、ことしは不景気だから税金が入るまい。しかし政府の施策はしなければならぬ。減税もしなければならぬ。どうしようかというようなことで、二つの考え方が出た。一つは、例の外為会計の基金、インベントリーといいますけれども、外為会計で、外国のお金で売り買ひする基金があります。この基金は結局財産であるから、これをくずして借金でもやれるじゃないか、お金を持つてゐる限りいいのだから、何も基金は要らない、仕入れ資金は要らない、これをくずせというのがインベントリー取りくずし論で、これは学者の方や銀行あたりでも反対がありまして、これをことしの予算で使はたすことはやめた。その次に出たのは売上税です。売上税をふやしてことしの予算のつじつまを合せようとした。これも反対があって、織物につきましても、すでに町の業者の反対デモが行われておりますが、これは物品税でありますけれども、売上げ税が出ているということは、将来いざれ出てくるであろう。これは三十五年度以降の予算の問題として考えていただきたいと思います。それから全体として一番重いのは、例の預貯金の減免税を、今度は一〇%に戻した、このときは大分もめたのですが、それと、片方では預貯金に待遇をよくしてあるが、株式の配当とか、例の、このごろ流行る投資信託の収益なんかは一〇%前後出でる。だからこれと並べて一〇%にしたというのもっともらしい説明でありますけれども、しかし普通ならば二〇%の税をかけるところを半分しかけてないのでありますから、これは大衆の利益であるというのです。確かに大衆の利益であるこ

とは、預貯金を持つたり、投資信託を預けたり、あるいは株をお買いになるとか、大衆の購買、投資ということははやつておりますけれども、これは考えてみたらおかしいことじやないか。大体日本人というのは、イギリスの生活水準の五分の一以下、アメリカの十分の一以下の生活をしている。しかも日本人はよく預金をする、こんな勤勉な心がけのいい国民は世界中ないと伝えられておりますが、なぜ貯金をするかということをお考えになるといいです。社会保障制度がないからです。だから問題が、私どもそうですが、恩給も何もないのだし、ぱつくり死にますと、一家八人の家族は食えなくなる。食えなくなれば貯金でもおろしておかなければお葬式ができるないです。ですから貯金をされるということは、一方ではつまり郵便貯金とか何とかというので、これは財政融資のところに触れますが、二千億の金が動員されてしまう。郵便貯金一千億、簡保年金一千億という大へんな金です。資本家の方は目の色をかえてこの金を借りようとして争つてゐる。それだけのへそくりが集まるのですから、それだけ国民の方が貧乏しておる。片方には大きな金が集まる、こういう現象が起つてゐる。日本の今後の保守的な政府というものはそういう予算をやる。その一つの現われが預貯金については税金を半分にするという考え方であります。でありますからその根本の考え方からすでに問題なんです。

私の言いたいことはこういうことでございます。ことしの予算は、最初は日本経済の安定的成長をはかる、これはいわゆる基盤強化ということであります。雇用の安定に万全を期する、こううことになつております。これは歳出の方をごらんになればわかるように、安定的成长というのが、これは資本家仲間でも論戦があつたわけですが、経済同友会、例の資本家中でも若手の代表の集まっておるところですが、経済同友会あたりが言い出した体質改善論というのがあるのです。ことしの予算は体質改善でなければならぬ、その体質改善というのは、經濟の安定成長と結びつく、こういう考え方であります。これは佐藤蔵相も多分そんなことを議會で言われたと思いますが、そこで私にすれば、体質改善とは何かと、ことしの予算の一一番基本方針になつておる体質改善とは何か、これを一つお互いに考えてみたいと思うのです。これは佐藤蔵相も多分そんなことを議會で言われたと思いますが、そこで私にすれば、体質改善とは何かと簡単に申しますと、一番の冰山の表に出ておるのは、日本銀行の市中銀行に対する貸出金が大き過ぎるというこ

とであります。

一時去年の例の神武景気のあと、つまり引き締めの起前後のときは、約六千億円くらい出ておる。最近はだんだん減りまして、それでもまだ三千億円台を動いております。そういうふうに表に出了ものは、つまり銀行からいえば、大きい会社に貸す金が預金ではまかない切

れぬから、足りないところを日本銀行から借りるという形であります。

それはなぜそうなるかというと、各会社が銀行に坐り込んで金を借りるからであります。これをいわゆる会計の方でいうと、会社の資産の流通性が不足しておる、こういう言葉になります。一般的にいわれている言葉は、自己資本が足りない、つまり借金してまかなかつてはいるということであります。会社のはとんど大部分が、大まかに見ても大体三割が自分の資本で、六割から七割が銀行から借りたり社債で借りたりして、他人資本でやりくりしておる。借金には利息を払わなければならぬ。大きな会社も労働階級と同じように、働くほど働けばどれに搾取されるかというと、銀行に搾取されるというわけであります。

そういう状態だから、体质改善は会社の資本をふやせ、これはいつも繰り返し戦後少くとも昭和二十五年以來いわれておるのです。しかしまだに改善されないというので、このごろは自主調節というようなことをいつておる。自主調整ということなんですか。どういうことかといふと、神武景気のときにあれば稼いだのだから、あのとき借金返してもいいじゃないか、神武景気のまつ中最中に借金のふえておるのは何ごとかといふことなんですか。それが日本の資本主義の独特の欠点といふ欠点です。とにかく身分不相応に派手にやつておるということ返すのが普通英米の考え方でありますし、資本家といふものはそういうものであります。

そこでそういう事実があれば、どうしてもこれを一応日銀が貸す、日銀が貸したのじゃ貸金だから利息を取る、これをやめなければいかん。これは体质改善ですか、体質改善の一番いい方法は、自分たちの稼いだ金で返すのが普通英米の考え方でありますし、資本家といふものはそういうものであります。

ところが日本は戦前の大恐慌以来、このごろよく言われる言葉であります、銀行は絶対つぶれないという信仰が生じたのです。だからある荒っぽい資本家に言わせれば、日本の銀行が一つ二つぶれなければ日本の体质改善ができない。借りた金はもらった金、返さぬでいいという非常に有利な共産主義的見解が、日本の大企業を支配している。これを債務者利得といふのである。こういう状態がずっと続いておるから幾ら言つてもだめだ。そういうふうにやれといつても返さないとすれば、その次の問題は、借りた金は踏み倒すことはできなかつたら、政府がくれた金でそれを返したらどうか。つまり政府からもつて借金を帳消しにするということなんだ、これが体質改善の本質的な問題であります。

そういう考え方を持ちますと、なぜ繰り返し例の補助金の問題、特に造船に関する利子の保証問題が出てくるかということがよくわかりになると思います。それは片方汚職の一番の原因でもあるのだが、日本の海運業は外国の海運と対立しなければならぬ。ところが海運業というものは非常にもうけの少い事業であるから、国策上

政府が助力をするのがあたりまえである。もうからぬ事業であると政府が認めた以上は、政府が金をくれてもいいじゃないか、非常に筋が通つております。だから私はそういう実業界の方に、そんなに政府の金でなければできない商売なら、おやめになつたらどうですか、政府がやつたらいいじゃないか、自分がやつてもできないものを政府から金をもらってやるなんて、やるのは自分がやるが、損はみんな政府が処置する、政府が損をするのは、国民が損をすることになる、だからおやめになつたらいいということを言つたら、それが絶対やめない。現在の航空会社もそうです。またことしも出ますね。そういうように体质改善の一一番楽な方法は、国民の税金なり郵便貯金をかり集めてそれをやりくりする、それが要するに重要産業の基礎、基盤の強化ということになるのです。これが一つ。

それから結局ことしは財政投融資が二千億ですか、ふえた、こういうことがいわれております。数字はこまか全部あります何ですか、そのうちで一番——前にもお話しが出ましたけれども、社会保障はことしは幾らかふえた、ことしは一七%くらい合計ではふえておりますが、そのうちでは何がふえたかというと、社会保険の費用がふえておる。これは実際の今まで足りないものを増したものであります。もう一つ大きくふえたのは例の国民年金であります。国民年金も皆さんご承知のように予算が足りない、足りないとということでだんだん縮められて、ことしの十月からやるということで一応無期出年金だけいけるようになつたのですから、これも大きな歩道であろうと思うであります。

それよりかやはり引き続き防衛費が一般会計予算の二割、一九四九以前をずっと押えておるということが、やはり非常に目ざわりになる。アメリカからわざわざ飛行機を三十三年度四十五台もらつた。これをどつかの飛行場に置いてある。油を塗つただけで乗ることができない。それでアメリカから返せといわれてしまふ返した、これが今議会で問題になつております。それを新三菱がF86、同じ飛行機を二百台作るという計画画を立てておる。その他富士重工が練習用のジェット機を作つた。これは純国産機を作つたのですから、けつこうなことかもしませんが、つまり二十億くらいの金が何だかんだアメリカの注文や対日援助、そういうもので流れ込んでいます。そうすると防衛というのは何かというと、かりに防衛するつもりで出た場合すでに時代おくれF86のなんといふのが——第一もつた飛行機を飛ばすこともできない条件にあつて、一体ほんとうの、本気で防衛というのができるのかできないのか、オモチャの兵隊、観兵式用の

兵隊としてしか役に立たないで、これは船でも同様であります。大体日本は新憲法で戦争はやらぬということになつておりますから、やらぬのにそんなもの、しかも見せかけの飛行機、飛ぶことは飛ぶが、戦争に役に立たない、それもバイロットが足りないという条件、そういう条件のもとで、毎年二千億、三千億近くの金を使っておる。どう考えても納得がいかぬ感じがするわけであります。

でありますから、中央予算と地方財政の問題がいつも起つてくるわけであります。中央でそれだけの金をむだ使いしている以上、足りぬのが当りませで、それを牽制するということになると、やはり地方財政にしわ寄せがいくということになるのです。それで地方財政の問題点という方に触れますが、地方財政の場合、人件費が多いじゃないかということによく問題になります。事実二、三日前の自治庁が発表した計算でありますから、予算ではありませんけれども、大体歳出入一兆三千三百億くらいになりますが、そのうち給与関係費が五千四百億くらいでありますて、半ば近く人件費が占めておる、これいわゆる政府関係機関の人件費がふえる、それからいわゆる政府関係機関の人件費が一番ふえる、これは当たりますことであります。これについても非常に問題がありまして、本省の人件費は非常に少い。少いといつてもかなりですが、地方の方が非常に人件費が多い。本省でも本省そのものの人件費がふえる、それからいわゆる政府関係機関の人件費がふえる、それからいわゆる政府関係機関の人件費が別にござりますから――それならどういうふうに使われているかというので見ますと、大体民間企業に出す金が千二百億くらい去年よりも貸し出しほやしております。ふやしておるの何に使われておるかというと、大体がさつき言つた電力会社、それから例の電源開発、それから石油資源の開発、また帝都高速度もわずかながら出でております。

それから一般に貿易振興といいますけれども、輸出入銀行が二百八十億円だけふえて、三百六十億円で財政投融资をやることになつておりますが、これも貿易振興という名前ですけれども、例のミナス製鉄の建設、高崎さんがかけめぐつておるインドやアラブ連盟の貸付、これはどういうことかというと、業界のうわさ話としていわれておるよう、大メーカーが神武景気以来の不景気で、操短としたけれども、在庫がさばき切れない、それで財政投融资で外国に金を貸し付けて、プラント輸出をする、そうして自分たちのストックも売り込み、さばくという腹である、ですから今度の財政投融资といふのは、短期的には今までまだ体質改善といつても、ほんとうに体質改善に近いことをやっておるが、現在では体质改善の美名のもとに、ストックを売りさばく役を政府がやっておるのだという説が相当高いわけであります。でありますから、体質改善という言葉がほんとうにこのへんにあるかどうか。あるとすれば今のようにストックを売りさばいて、それが足らぬところは財政投融资で低金利の金を貸してもらう、それでできなければなお例の海運のように利子をただしてもらいたい、銀行は利子を取るだろうけれども、払うのは国民が税金で払つてくれる、こんな虫のいいことを考えて体質改善、体质改善

ら金をむしりとつておる。これは例の税制上の特別措置が今問題になつておりますが、戦後ずっと合計した数字を二、三年前に大蔵省で発表したことがあります。去年問題になりました。そのときの資料を今持つて参りませんでしたが、日本では独立した産業として紡績業というものはほとんど政府のやつかいにならなかつたが、戦後のやつを集計したものを見ますと、法人税が法人所得の二割五分くらい減税されておる。石炭業なんか石炭成金といふようなことでよく新聞や議会で問題になつておりますが、石炭業とか海運はほとんど免税、そのほかずっと財政資金を引き続き投入されておる。返還し始めたのは製鉄業が二、三年前からどうやら返し始めている。電力の方は引き続きつぎ込まなければならぬ。これが民間事業といふことになっておるのだからおかしいのです。ほとんど全部の資本が国から出でる。国というのは結局国民の税金、あるいは郵便貯金その他が士台になつておる。そういうようなものをみんなそういう重要産業につき込んで、しをもいわゆる財界の大物がこれをやつております、ということが一般論であります。ことしの場合でもそういう点がずっと出てきているわけであります。大体さつき申しましたように、郵便貯金その他ですが、数字の方はこまかい資料が別にござりますから――それならどういうふうに使われているかというので見ますと、大体民間企業に出す金が千二百億くらい去年よりも貸し出しほやしております。ふやしておるの何に使われておるかというと、大体がさつき言つた電力会社、それから例の電源開発、それから石油資源の開発、また帝都高速度もわずかながら出でております。

とやつておる。大企業へつぎ込む金はどこから集めるか
というと、一般の大衆からかき集めていく。その点は郵
便貯金とか年金のよくな細な預貯金、そのほか民間で
集めるとすれば預貯金の税、あるいは株式の配当の税、
投資信託の税を半分に下げる。これは投資信託——証券
界とか銀行から猛烈な圧力がありますから、納税者の特
別措置でひつかかってくる。

もう一つは最初に申しましたように、大衆の生活を豊
かにするためであるということと、そういうところを特別な待遇をしておる。そういうふうにして吸い上げたものをスポーツと大企業に落し込んでいく、こういう方向があるわけです。これが大体階級的な性格の大
幅な線でござります。

もう一つ最後に気のついたことについて申し上げたい
ことは、今年度七百億減税するということで苦心慘憺たん
したけれども、五百億に減った。国民年金の三年金のうち、
無拠出の老齢年金だけが十二月から四ヶ月やつて百
億円、年間とすれば四百億円を突破する。そういうよう
な条件で、減税の方も平年度はもつとふえます。三十五
年度以降は一体どうするかという問題が非常に大きな問
題です。国民経済の成長が幾らというような計算をして

おりますが、——これは財政から離れますから申しませ
んが、結局景気全体の見通しからすると冒険である。財
源がなくなれば費用を切るか、あるいは増税するか、ど
ちらかになる。費用を切るということは、あちこちの抵
抗がありますから、その増税の方へ切りかけるか、増税
に似たような形でやりくりさんだんすることになる。こ
とは出し切りの予算ですから、これはガラス箱に入れ
るというような非常に気のきいた言い方でありますけれ
ども、財源に対するほとんど余裕がない。まだ隠してお
るかもしれません、しかし相当出し切っておられます。
ことしもインベントリーを——外為のそういう運転資金
をくずそとやつたのですが、いよいよ困るならそれも
最後に出し切つてしまします。それでも足りなければ増
税という問題が起きるのです。ですから今年度予算その
ものでなくて、三十五年度以降に大きな問題を投げかけ
たまま通るか通らぬかということになつておりますので
この問題も中央、地方の問題を通じて十分検討をして
いただきたいと存します。

話がだいぶ長引いたかもしれません、一応終ります。

(文責在政審事務局)

予算要求国民集会を終えて（一九五九・二・一〇）

一、成 果

1、從来の党の予算に対する斗い方は大衆斗争
と議会斗争が有機的に結合していかなかった。

大衆斗争は「要求貫徹決起大会」という型で
要求のいいっぱなしになり、国会斗争は、外部
団体の個々バラバラの陳情を中心進められ
ていた。この集会によつて、この二つの動
きを結合して斗う態勢の基礎を整えることが
できた。

2、從来の予算斗争は、労組、農民関係等の強

力なる団体の要望事項を中心に行われてい
た。しかし、集会の参加者は、社会福祉、婦
人、生協等の最も弱い層の者が比較的多く、
その層の要望事項が出された。

3、党と各団体が、自由に討論し、地道で
はあるが、内容のある集会であった。

4、参加者は、各自の立場に立つた要求のみな
らず、予算全体の問題についての認識を新た

にした。

二、欠 陷

(政策審議会事務局は、集会終了後、集会の自己批判を行
なつたが、これはその際の討論を集約したものである)

1、開催の時期が適当でなかつた。予算の編成
期にやれば、もっと効果的であったのではな
いか。

2、準備不足

イ、党の他の機関特に国民運動委員会、組織

委員会との連携が不十分であつた。

ロ、社会党の主催という形ではなく、各種團
体（少くとも国会共斗）を入れた実行委員
会を設置してやるべきではなかつたか。

3、党ならびに、労働団体等の友だち団体も各自
の立場に立つた要求には熱心であるが、予算
全体の問題に対する認識がうすく、相協力し
て要求を貫徹するという意識が徹底していな
かった。

4、日常活動における政策審議会と外部団体と
の連携が、不十分であった。

5、政審で考えていた意図と参加者の要望の間に相当のくい違いがあった。一方は、国の予算への要求、一方は自治体を通じての国の予算への要求となっている面が多く見られた。

三、今後の課題

第一回の集会の成果と欠陥を参考にして、今後の発展と充実を考えねばならない。

1、党の主催というより、各種団体を含めた実行委員会で開催する方が国民集会としての意義があるのではないか。

2、地方でも予算要求集会をもつべきである。

その際、予算要求のみならず、政策問題も含めた集会（又はこんだん会でもよい）をもつ

べきである。その集会の成果を中央へ反映させることにし、中央、地方で、予算に真面目に取り組む体制を作る必要がある。

3、予算要求集会の成果を効果的にするためには、政審のみならず、党全体会が、これに対しても、物心両面にわたって、相当な熱意を示してからねば所期の成果は期し得られない。

4、政審と外部団体との間の連携を密にし、外部団体の動向を常に把握できるようにすべきである。

地方選挙シリーズ1

地方選挙スローガン

政策方針集

参院議員選挙対策 スローガン政策集

- 一、地方選挙スローガン
二、社会党地方選挙政策
三、地方選挙斗争方針

付録

- 北海道々政綱領
長野県々政綱領
静岡県伊東市々政綱領

新書版100頁 領価40円

編集 政策審議会
選舉対策委員会
地方議会対策部

容
選挙斗争方針集
選挙スローガン
参院選にのぞむ党的政策

新書版 50頁 領価20円

編集 政策審議会
選挙対策委員会

革新市長の記録 —自治体綱領の具体化として—

容
革新市長の記録
今も喜ばれている施策
心に残る果し得なかつた施策
むすび

新書版 55頁 領価30円

編集 組織委員会

地方選挙シリーズ2
地方選挙の問答集

新刊案内

内容
一、地方自治
二、農林漁業
三、労働
四、産業と国土開発
五、中小企業と税金
六、社会福祉と住宅
七、文教
八、政治と経済

新書版120頁 領価30円

編集 政策審議会
選挙対策委員会
地方議会対策部

農山漁村発展のために —政策問答集—

お申込みは 日本社会党本部出版部へ (振替 東京195668番)
(電話 (58) 0461~8番)

編集 政策審議会
組織委員会

新書版 115頁 領価40円

